

令 和 6 年 度

生 活 衛 生 関 係 事 業 統 計

福 岡 市 保 健 医 療 局

凡 例

- 1 年というのは暦年で、年度というのは会計年度のことである。
- 2 四捨五入した数字などを使用している統計表では、総数と内容の合計とが必ずしも一致しない場合がある。
- 3 統計表に使用している記号（標章記号は次のとおりである。）
 - ・ 当該項の事例にあり得ない場合
 - － 調査の結果、当該項に事例があがらなかった場合
 - … 当該項の数値が不明の場合
 - ▲ 数値が負数の場合

目 次

第1章 組織・職員配置

第1項 保健医療局及び区役所の組織・機構（関係分）	1
第2項 補職配置状況	5

第2章 暮らしの安全確保（環境衛生）

第1項 施設監視等

第1目 概 況	7
第2目 施設数	11
第3目 新規・廃止施設数	13
第4目 監視件数	15
第5目 検 査	17
1 興行場	17
2 旅 館	17
3 公衆浴場	17
4 クリーニング所	18
5 プール	18
6 専用水道	19
7 簡易専用水道	19
8 小規模貯水槽水道	19
9 飲用井戸	19
10 特定建築物	21
11 家庭用品	27
第6目 報告徴収	28
第7目 行政処分等件数	29
第8目 簡易専用水道法定検査	29
第9目 苦情等監視件数	30
第10目 衛生講習会	30
第11目 浄化槽	31
1 設置数	31
2 法定検査受検状況	33
3 維持管理状況	34
4 行政検収	35

第2項 居住環境の衛生対策

第1目 ねずみ・衛生害虫駆除	36
1 セアカゴケグモ対策	36
2 駆除指導相談業務	36
第2目 除草対策	38
第3目 室内環境の衛生対策	39

第4目	水質検査キット無料配布事業	39
第3項	社会福祉施設等の衛生対策	40
第3章 墓地・火葬場等管理		
第1項	概況	41
第2項	墓地	41
第3項	火葬場	41
第4章 食品の安全確保（食品衛生）		
第1項 施設監視等		
第1目	概況	43
第2目	施設数	45
第3目	監視活動	55
1	監視総数	55
2	苦情処理	61
3	食品一斉監視	63
第4目	収去等検査	65
1	一般食品等	65
2	乳	67
第5目	食中毒	69
第6目	措置・処分	73
1	行政処分等	73
2	違反食品等の措置	79
3	収去検査で発見した違反食品の内容	81
第7目	講習会	82
第8目	調査研究	84
第9目	バザー開設届件数	84
第10目	監視員等研修	85
第2項 鮮魚市場・青果市場における安全確保		
第1目	概況	87
第2目	監視活動状況	91
第3目	検査件数	93
1	鮮魚市場	93
2	青果市場	95
第3項 食肉の安全確保		
第1目	概況	97
第2目	検査業務	99
1	疾病の排除に関する検査	99
2	と畜場内の衛生管理に関する検査	101
3	残留有害物質の排除に関する検査	102

第4項 食鳥肉の安全確保

第1目 概況	104
第2目 業務内容	104
第3目 監視結果等	105

第5項 食品表示の適正化

第1目 概況	106
第2目 業務内容	106
第3目 監視指導等	107
第4目 食品表示に係る相談対応件数	110

第5章 動物の愛護と管理

第1目 概況	111
第2目 業務実績	115
1 犬の登録及び狂犬病予防注射	115
2 捕獲、引取り、処置状況	117
3 こう傷事故の状況	119
4 苦情処理状況	120
5 行政指導状況	121
6 特定動物飼養状況	122
7 第1種動物取扱業登録及び監視状況	122
8 ハローアニマル、講習会等実施状況	122
9 負傷動物の収容状況	123

第6章 市民への情報提供

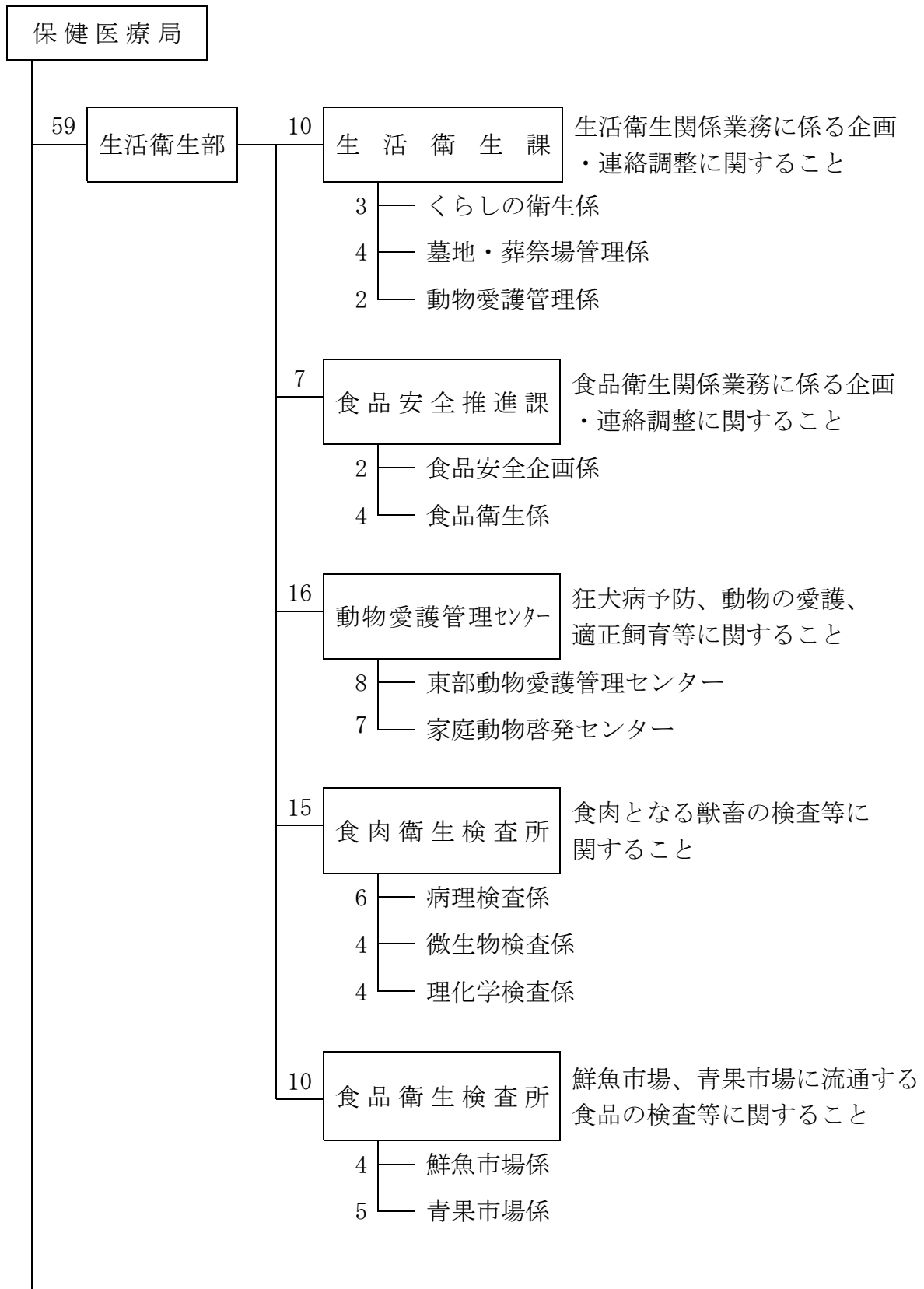
第1項 食品及びくらしの安全確保

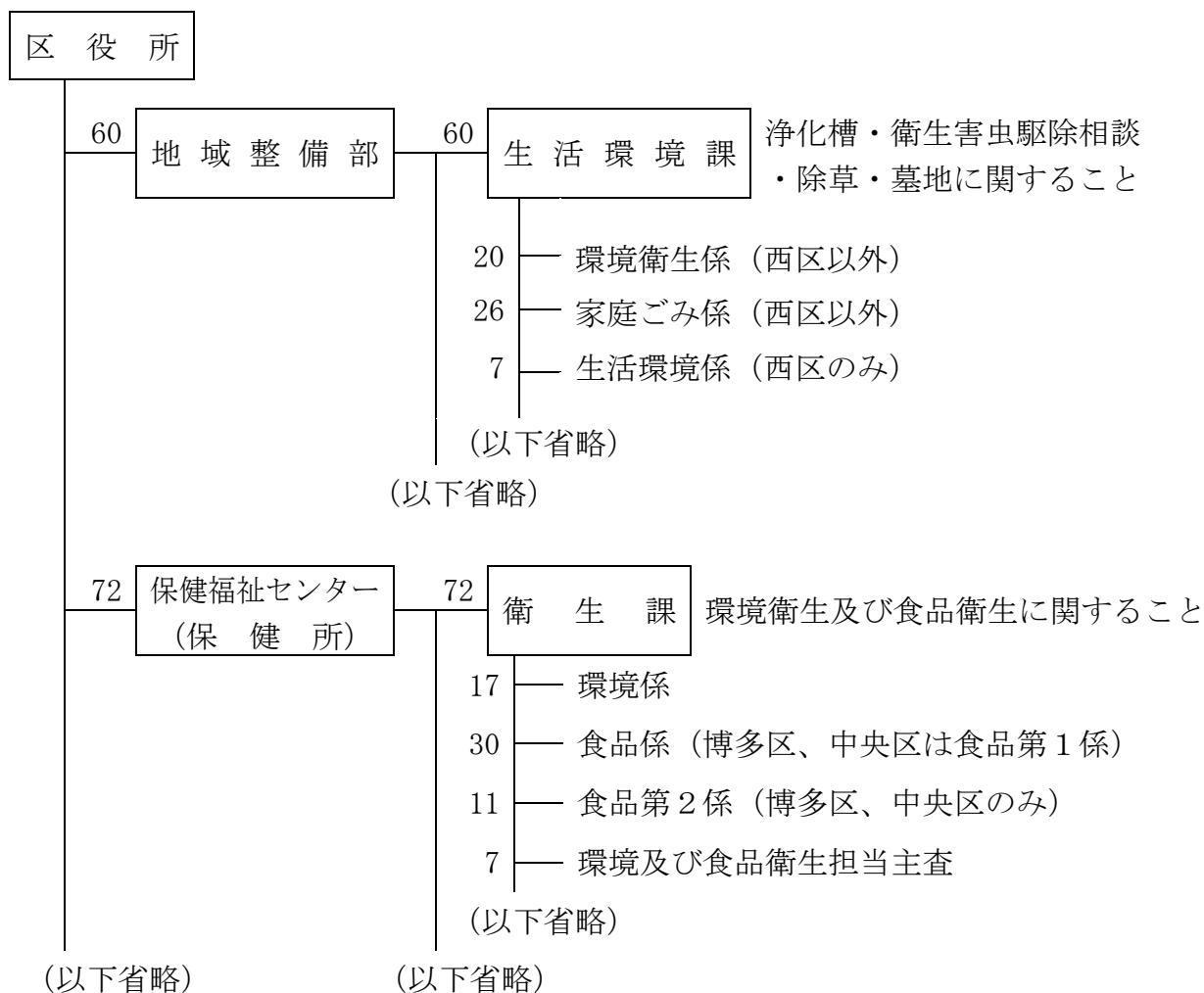
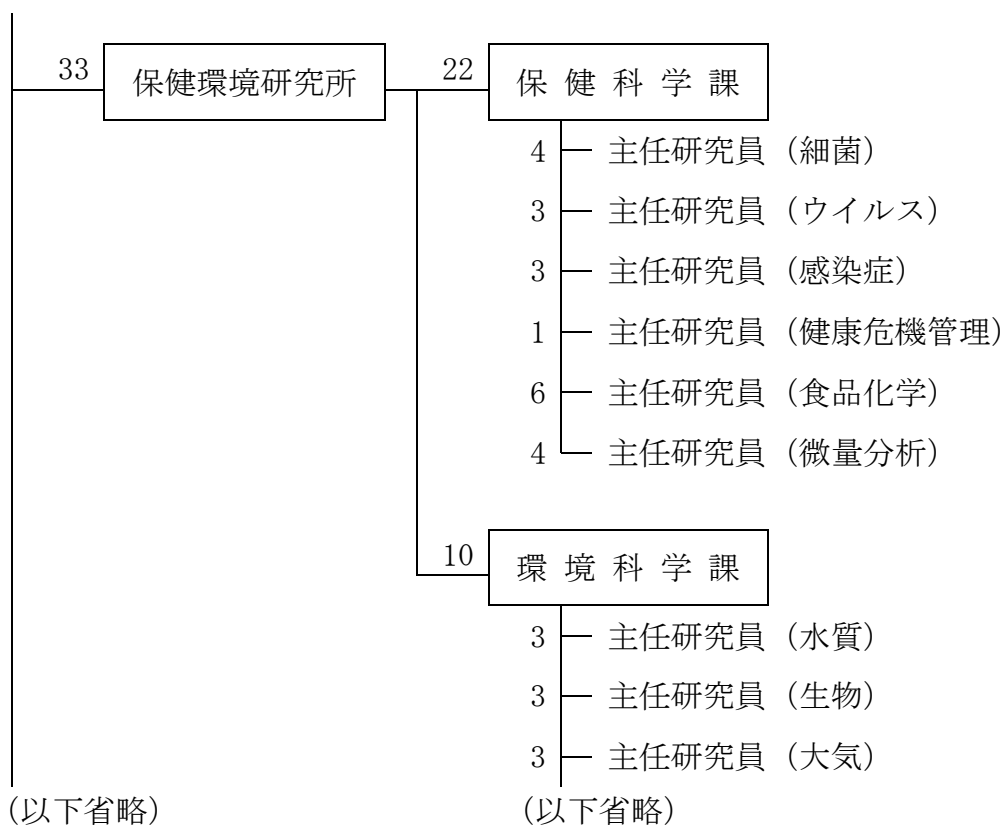
第1目 概況	125
第2目 業務実績	125
1 リスクコミュニケーションに関する取組み	125
2 各種行事に併せた啓発	126
3 市民を対象とした講習会	127
4 生活衛生情報「暮らし上手のヒント」の作成	128
5 テレビ、新聞、市政だより等による生活衛生情報の提供	128
第2項 動物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績	134
第3項 衛生害虫に関する広報等の実績	135

第1章 組織・職員配置

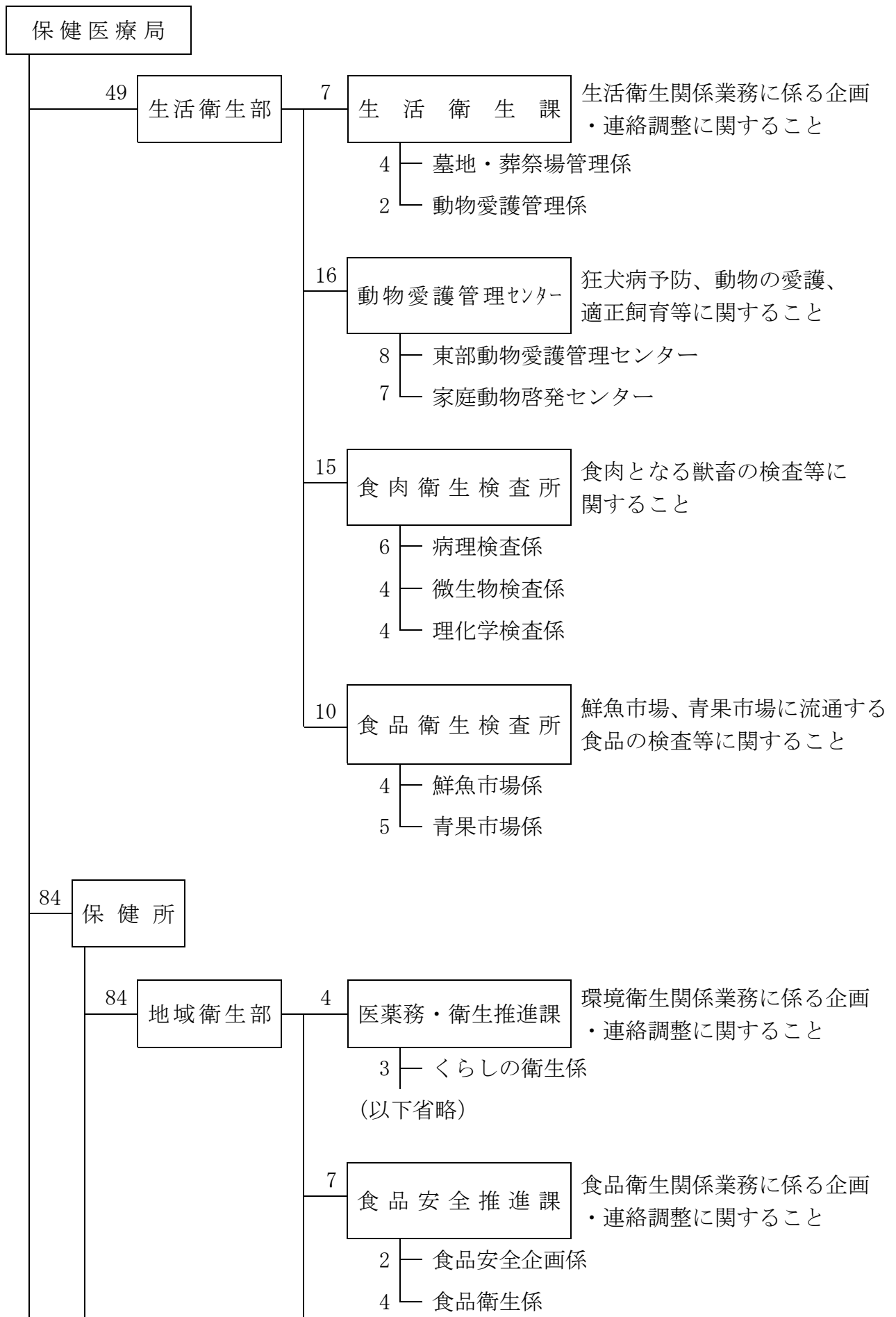
第1項 保健医療局及び区役所の組織・機構（関係分）

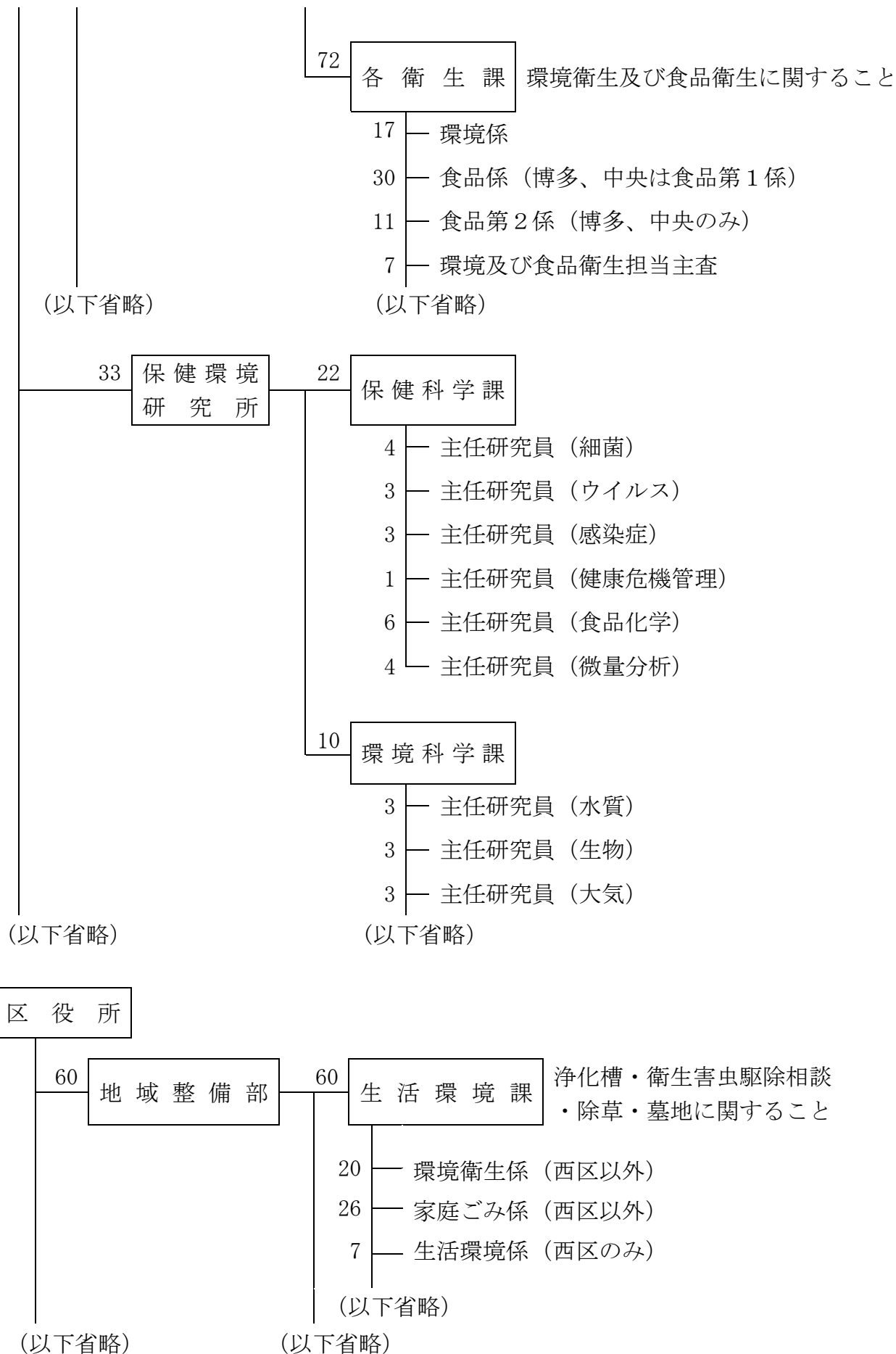
[令和6年4月1日 時点]





[令和6年7月1日 時点]





第2項 補職配置状況

(令和7年3月31日 現在)

所属名			職員数	法に基づく補職名(重複あり)					
局・部	課	係		環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	狂犬病 予防員	狂犬病予防 技術員
合 計			176	70	98	19	25	10	-
保健医療局生活衛生部	生活衛生課	小計	52	5	30	19	19	10	-
		部長	1						
	墓地・葬祭場管理 動物愛護管理	計	8	5	3	3	3	4	-
		課長	1	1				1	
		墓地・葬祭場管理	4	4					
		動物愛護管理	3		3	3	3	3	
	動物愛護管理 センター	計	16	-	-	-	-	6	-
		所長	1					1	
		東部動物愛護管理センター	8					3	
		家庭動物啓発センター	7					2	
	食肉衛生検査所	計	16	-	16	16	16	-	-
		所長	1		1	1	1		
		病理検査	8		8	8	8		
		微生物検査	4		4	4	4		
		理化学検査	3		3	3	3		
	食品衛生検査所	計	11	-	11	-	-	-	-
		所長	1		1				
		鮮魚市場	5		5				
		青果市場	5		5				
保健所地域衛生部	医薬務・衛生推進課※	小計	90	36	68	-	6	-	-
		部長	1						
	くらしの衛生	計	4	3	-	-	-	-	-
		課長	1						
	食品安全推進課	くらしの衛生	3	3					
		計	8	-	8	-	-	-	-
		課長	1		1				
		食品安全企画	3		3				
		食品衛生	4		4				
	東衛生課※	計	11	5	8	-	1	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	3	3					
		食品	6		6		1		
	博多衛生課※	主査	1	1	1				
		計	18	6	14	-	1	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	4	4					
		食品第1	5		5				
	中央衛生課※	食品第2	7		7		1		
		主査	1	1	1				
		計	16	5	13	-	1	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	3	3					
	南衛生課※	食品第1	5		5				
		食品第2	6		6		1		
		主査	1	1	1				
		計	8	4	6	-	-	-	-
		課長	1	1	1				
	城南衛生課※	環境	2	2					
		食品	4		4				
		主査	1	1	1				
		計	7	5	6	-	-	-	-
		課長	1	1	1				
	早良衛生課※	環境	2	2					
		食品	6		6		2		
		主査	1	1	1				
		計	10	4	8	-	2	-	-
		課長	1	1	1				
	西衛生課※	環境	2	2	1				
		食品	3		3		1		
		主査	1	1	1				
		計	7	4	5	-	1	-	-
		課長	1	1					

所属名			職員数	法に基づく補職名（重複あり）					
局・部	課	係		環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	狂犬病 予防員	狂犬病予防 技術員
区地域整備部		小計	34	29	-	-	-	-	-
東区	生活 環境課※	計	4	4	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	3	3					
博多区	生活 環境課※	計	5	5	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	4	4					
中央区	生活 環境課※	計	3	3	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	2	2					
南区	生活 環境課※	計	5	4	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	4	3					
城南区	生活 環境課※	計	5	5	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	4	4					
早良区	生活 環境課※	計	4	4	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		環境衛生	3	3					
西区	生活 環境課※	計	8	4	-	-	-	-	-
		課長	1	1					
		生活環境	7	3					

※ 関連の係のみ

第2章 くらしの安全確保（環境衛生）

第1項 施設監視等

第1目 概況

興行場、旅館等の環境衛生関係施設は市民の日常生活に密接に関係する施設であることから、施設の衛生水準の向上により感染症等の健康被害の未然防止を図り、市民の安全で快適な暮らしを確保することは重要な課題である。

このため、環境衛生関係施設の一定の衛生水準の確保と営業者や設置・管理者による自主管理の推進を目的として、関係施設の立入検査や行政検収を実施するとともに、衛生講習会を開催し衛生知識の普及に努めた。

1 興行場

興行場法に基づき立入検査、空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

2 旅館

旅館業法に基づき立入検査、水質検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

3 公衆浴場

公衆浴場法に基づき立入検査及び水質検査並びに衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

4 理・美容所

理容師法・美容師法に基づき立入検査、衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

5 クリーニング所

クリーニング業法に基づき立入検査、リネンサプライの検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

6 遊泳用プール

福岡市プール衛生指導事務取扱要領に基づき立入検査及び水質検査を実施し、衛生上必要な措置について指導等を行った。

7 畜舎家きん舎

化製場等に関する法律に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

8 専用水道

水道法に基づき維持管理報告書の徴収及び審査並びに立入検査及び水質検査を実施し、衛

生上必要な措置について指導を行った。

9 簡易専用水道

水道法に基づき立入検査を実施し、法定検査の受検及び貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導を行った。

10 小規模貯水槽水道

福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領に基づき立入検査及び啓発事業を実施し、貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導等を行った。

11 飲用井戸

福岡市飲用井戸衛生対策実施要領に基づき衛生上必要な措置について指導等を行った。

12 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき維持管理報告書の徴収及び審査並びに立入検査、空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

13 温泉利用施設

温泉法に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

14 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき家庭用品の試買検査を実施した。

15 墓地・納骨堂・火葬場

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の監視指導及び経営許可等を行った。

16 浄化槽

浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な維持管理の監視指導及び放流水検査を行った。

また、福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき、保守点検業者の登録及び必要な監視を行った。

《福岡市環境衛生関係例規等》

福岡市衛生関係手数料条例
福岡市興行場法施行条例
福岡市興行場法施行細則
福岡市旅館業法施行条例
福岡市旅館業法施行細則
福岡市公衆浴場法施行条例
福岡市公衆浴場法施行細則
福岡市理容師法施行条例
福岡市理容師法施行細則
福岡市美容師法施行条例
福岡市美容師法施行細則
福岡市クリーニング業法施行条例
福岡市クリーニング業法施行細則
福岡市プール衛生指導事務取扱要領
福岡市化製場等の設置許可に関する規則
福岡市化製場等に係る設置許可申請手数料等に関する条例
福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則
福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領
福岡市飲用井戸衛生対策実施要領
福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
福岡市温泉法施行細則
除草事務処理要領
福岡市墓地条例
福岡市墓地条例施行規則
福岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則
福岡市改葬許可事務取り扱い要領
墓地等（墓地、納骨堂及び火葬場）許可事務取り扱い要領
福岡市浄化槽法施行細則
福岡市浄化槽清掃業の許可申請手数料等に関する条例
福岡市浄化槽清掃業の許可等に関する規則
福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例
福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第2目 施設数

業種別		業態別		総数		東区		博多区					
総		数		31,722		4,410		7,280					
興	行	場	映画館	22	87	-	6	16	32				
			演劇場	22		2		6					
			スポーツ施設	5		1		2					
			仮設	-		-		-					
			その他	38		3		8					
旅	館	旅館・ホテル	730	828	28	37	400	449					
		簡易宿所	98		9		49						
		下宿	-		-		-						
		(再掲) 季節営業等	6		4		-						
公	衆	浴	場	普通公衆浴場	8	240	1	23	4	154			
				厚生浴場	-		-		-				
				共同浴場	19		-		8				
				サウナ風呂	26		1		13				
				ヘルスセンター	4		1		2				
				スポーツ施設	27		6		7				
				個室付浴場（風営法）	111		-		111				
				個室付浴場（エステ）	14		3		3				
				その他の浴場	31		11		6				
理容所				912		146		161					
美容所				3,783		427		589					
ク	リ	ー	ニ	ン	グ	所	一般	142	1,062	19	202	32	207
							一般（特定洗濯物）	16		7		3	
							取次所	884		174		163	
							取次所（特定洗濯物）	20		2		9	
クリーニング無店舗取次店				47		14		13					
化	製	場	等	死亡獣畜処理場	-	87	-	23	-	11			
				第8条施設	1		1		-				
				畜舎家きん舎	86		22		11				
特定建築物				1,029		85		458					
温泉利用施設				71		7		21					
プー				57		13		11					
小計				8,203		983		2,106					
墓	地	等	墓地	789	1,216	104	177	121	200				
			納骨堂	425		73		79					
			火葬場	2		-		-					
浄化槽				381		102		48					
浄化槽保守点検業				28		3		7					
小計				1,625		282		255					
専用水道				130		20		27					
簡易専用水道				4,120		602		1,046					
小規模貯水槽水道				17,644		2,523		3,846					
小計				21,894		3,145		4,919					

令和 6 年度

中央区		南区		城南区		早良区		西区	
7, 589		4, 497		2, 008		3, 176		2, 762	
5	38	—	1	—	1	1	5	—	4
6		1		1		3		3	
2		—		—		—		—	
—		—		—		—		—	
25		—		—		1		1	
263	287	9	10	3	3	9	17	18	25
24		1		—		8		7	
—		—		—		—		—	
—		—		—		—		2	
2	31	—	10	1	7	—	11	—	4
—		—		—		—		—	
6		1		—		2		2	
7		1		—		4		—	
—		1		—		—		—	
4		3		4		2		1	
—		—		—		—		—	
5		2		1		—		—	
7		2		1		3		1	
133		151		81		148		92	
1, 448		454		207		352		306	
17	224	28	191	17	57	17	104	12	77
1		1		1		1		2	
203		160		39		85		60	
3		2		—		1		3	
2		7		4		3		4	
—	15	—	9	—	9	—	4	—	16
—		—		—		—		—	
15		9		9		4		16	
323		26		27		49		61	
22		8		5		4		4	
5		9		4		6		9	
2, 528		876		405		703		602	
41	109	90	132	23	46	102	171	308	381
68		41		23		69		72	
—		1		—		—		1	
—		33		17		38		143	
6		7		1		—		4	
115		172		64		209		528	
15		24		9		11		24	
976		522		218		372		384	
3, 955		2, 903		1, 312		1, 881		1, 224	
4, 946		3, 449		1, 539		2, 264		1, 632	

第3目 新規・廃止施設数

業 種 別	業態別	総数		東区		博多区	
		新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
総	数	536	423	52	69	161	124
興 行 場	映画館	-	4	-	1	-	3
	演芸場	4	1	1	1	-	-
	スポーツ施設	-	-	-	-	-	-
	仮設	4	4	3	3	1	1
	その他	-	1	-	1	-	-
旅 館	旅館・ホテル	135	18	1	-	68	9
	簡易宿所	5	2	-	-	4	1
	下宿	-	-	-	-	-	-
	(再掲) 季節営業等	-	-	-	-	-	-
公 衆 浴 場	普通公衆浴場	-	1	-	-	-	1
	厚生浴場	-	-	-	-	-	-
	共同浴場	-	-	-	-	-	-
	サウナ風呂	7	3	-	-	3	2
	ヘルスセンター	-	1	-	1	-	1
	スポーツ施設	-	4	-	-	-	1
	個室付浴場(風営法)	12	10	-	-	12	10
	個室付浴場(エステ)	3	2	1	-	-	-
	その他の浴場	-	7	-	1	-	1
理 容 所		12	33	4	4	2	6
美 容 所		291	177	30	12	54	56
ク リ ー ニ ン グ 所	一般	-	10	-	1	-	3
	一般(特定洗濯物)	-	1	-	-	-	1
	取次所	12	40	1	23	3	1
	取次所(特定洗濯物)	1	-	-	-	-	-
クリーニング無店舗取次店		-	3	-	-	-	-
化 製 場 等	死亡獣畜処理場	-	-	-	-	-	-
	第8条施設	-	1	-	-	-	-
	畜舎家きん舎	1	2	-	1	-	-
特 定 建 築 物		19	13	5	1	10	8
温 泉 利 用 施 設		1	3	-	-	-	2
プ ー ル		1	4	-	1	-	1
小計		508	344	46	50	157	108
墓 地 等	墓地	-	-	-	-	-	-
	納骨堂	1	3	-	-	-	-
	火葬場	-	-	-	-	-	-
浄 化 槽		4	12	1	4	-	1
浄 化 槽 保 守 点 検 業		-	2	-	-	-	-
小計		5	17	1	4	-	1
専 用 水 道		2	3	1	1	-	-
簡 易 専 用 水 道		21	59	4	14	4	15
小 規 模 貯 水 槽 水 道		...	...	...	...	...	...
小計		23	62	5	15	4	15

中央区				南区				城南区				早良区				西区			
新規	廃止			新規	廃止			新規	廃止			新規	廃止			新規	廃止		
210	81			32	46			20	29			27	37			34	37		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	6	-	-	6	-	-	-	1	1	-	-	2	1	-	-	2	1	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	56	7	-	6	-	-	-	1	1	-	-	2	1	-	-	2	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
-	1	3	-	-	2	3	-	1	2	-	2	-	2	-	-	-	-	1	-
-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
2	5	-	-	-	6	-	-	-	5	-	-	3	2	-	-	1	5	-	-
130	52	22	21	13	9	18	15	24	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	5	4	5	-	4	4	-	-	1	3	1	1	4	5	3	3	3	5	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
202	74	30	35	16	21	26	29	31	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	3	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
-	1	-	3	-	2	-	4	-	2	-	1	-	4	-	3	-	2	-	-
-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	4	1	8	4	6	-	4	-	6	-	-	-	4	-	-	-	8	-	-
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
8	6	2	8	4	6	-	4	-	6	-	-	-	4	-	-	-	8	-	-

第4目 監視件数

業種別		業態別		施設数		総数		東区					
総		数		31,722		3,653		417					
興	行	場	映画館	22	87	-	19	-	8				
			演芸場	22		10		2					
			スポーツ施設	5		1		-					
			仮設	-		8		6					
			その他	38		-		-					
旅	館	旅館・ホテル	730	828	517	562	26	34					
		簡易宿所	98		45		8						
		下宿	-		-		-						
		(再掲) 季節営業等	6		6		6						
公	衆	浴	場	普通公衆浴場	8	240	8	246	2	35			
				厚生浴場	-		2		-				
				共同浴場	19		25		-				
				サウナ風呂	26		40		-				
				ヘルスセンター	4		12		-				
				スポーツ施設	27		71		10				
				個室付浴場（風営法）	111		28		-				
				個室付浴場（エステ）	14		7		1				
				その他の浴場	31		53		22				
理容所				912	209		45						
美容所				3,783	995		141						
ク	リ	ー	ニ	ン	グ	所	一般	142	1,062	32	78	3	4
							一般（特定洗濯物）	16		6		-	
							取次所	884		34		1	
							取次所（特定洗濯物）	20		6		-	
クリーニング無店舗取次店				47	-		-						
化	製	場	等	死亡獣畜処理場	-	87	-	27	-	2			
				第8条施設	1		-		-				
				畜舎家きん舎	86		27		2				
特定建築物				1,029	149		8						
温泉利用施設				71	58		4						
プール				57	127		24						
小計				8,203	2,470		305						
墓	地	等	墓地	789	1,216	68	171	-	5				
			納骨堂	425		103		5					
			火葬場	2		-		-					
浄化槽				381	250		32						
浄化槽保守点検業				28	38		6						
小計				1,625	459		43						
専用水道				130	142		5						
簡易専用水道				4,120	375		64						
小規模貯水槽水道				17,644	207		-						
小計				21,894	724		69						

令和6年度

博多区		中央区		南区		城南区		早良区		西区	
604		879		458		392		503		400	
-	3	-	6	-	2	-	-	-	-	-	-
-		6		2		-		-		-	
1		-		-		-		-		-	
2		-		-		-		-		-	
-		-		-		-		-		-	
180	196	258	263	22	24	6	6	12	21	13	18
16		5		2		-		9		5	
-		-		-		-		-		-	
-		-		-		-		-		-	
-	75	4	47	-	21	2	32	-	26	-	10
2		-		-		-		-		-	
2		13		-		-		6		4	
18		13		2		2		5		-	
4		-		8		-		-		-	
13		10		6		22		6		4	
28		-		-		-		-		-	
1		-		3		2		-		-	
7		7		2		4		9		2	
4		35		38		22		39		26	
73		304		187		71		131		88	
2	20	6	17	4	4	4	12	9	10	4	11
2		2		-		-		-		2	
15		4		-		8		1		5	
1		5		-		-		-		-	
-		-		-		-		-		-	
-	-	-	9	-	2	-	4	-	-	-	10
-		-		-		-		-		-	
-		9		2		4		-		10	
40		38		14		36		9		4	
14		1		12		14		7		6	
15		14		18		24		12		20	
440		734		322		221		255		193	
-	9	4	30	-	-	6	16	58	109	-	2
9		26		-		10		51		2	
-		-		-		-		-		-	
30		-		24		34		80		50	
10		-		14		2		-		6	
49		30		38		52		189		58	
13		21		29		36		13		25	
60		74		32		40		36		69	
42		20		37		43		10		55	
115		115		98		119		59		149	

第5目 検査

1 興行場

令和6年度

区	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数							
				炭 力	酸 ス	照 度	温 度	相 対 湿 度	気 流	浮 遊 粉じん	残 留 塩 素
東	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
博 多	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 央	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城 南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早 良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 旅館

令和6年度

区	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数	
				残 留 塩 素	ビナリ 属 菌
東	7	-	-	-	-
博 多	21	3	14.3	3	-
中 央	16	3	18.8	3	1
南	6	1	16.7	1	-
城 南	2	1	50.0	1	-
早 良	7	-	-	-	-
西	4	-	-	-	-
計	63	8	12.7	8	1

3 公衆浴場

令和6年度

区	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数					
				濁 度	過マンガン 酸カリウム 消費量	照 度	残 留 塩 素	ビナリ 属 菌	大 腸 群
東	11	4	36.4	-	-	-	2	2	-
博 多	43	10	23.3	-	-	22	5	1	-
中 央	22	6	27.3	-	-	5	4	1	-
南	7	-	-	-	-	-	-	-	-
城 南	10	5	50.0	-	-	1	3	1	-
早 良	7	2	28.6	-	-	-	1	2	-
西	4	-	-	-	-	-	-	-	-
計	104	27	26.0	-	-	28	15	7	-

4 クリーニング所

令和6年度

区	リネンサプライ							
	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率(%)	検査項目別不適合延件数				
				一 細 菌	大 菌 群	黄色ブドウ 球菌	色 調	臭 気
東	1	-	-	-	-	-	-	-
博 多	1	1	100.0	1	-	-	-	-
中 央	-	-	-	-	-	-	-	-
南	-	-	-	-	-	-	-	-
城 南	-	-	-	-	-	-	-	-
早 良	-	-	-	-	-	-	-	-
西	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	1	50.0	1	-	-	-	-

5 プール

令和6年度

区	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率(%)	検査項目別不適合延件数							
				p H	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	総トリハ ロメタン	残 留 塩 素	一 細 菌	大腸菌	レジオ ネラ属 菌
東	12	4	33.3	-	1	1	-	3	3	1	-
博 多	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 央	6	1	16.7	-	-	-	-	1	-	-	-
南	9	1	11.1	-	-	1	-	-	-	-	-
城 南	7	3	42.9	-	-	-	-	2	-	-	1
早 良	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	9	1	11.1	-	-	1	-	-	-	-	-
計	57	10	17.5	-	1	3	-	6	3	1	1

6 専用水道

令和6年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数
				残留塩素
東	3	－	－	－
博 多	3	－	－	－
中 央	10	－	－	－
南	21	1	4.8	2
城 南	18	－	－	－
早 良	7	－	－	－
西	9	－	－	－
計	71	1	1.4	2

7 簡易専用水道

令和6年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数
				残留塩素
東	2	－	－	－
博 多	24	1	4.2	2
中 央	41	2	4.9	2
南	16	1	6.3	1
城 南	21	－	－	－
早 良	17	－	－	－
西	31	－	－	－
計	152	4	2.6	5

8 小規模貯水槽水道

令和6年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数
				残留塩素
東	－	－	－	－
博 多	37	1	2.7	1
中 央	16	1	6.3	1
南	20	2	10.0	2
城 南	25	1	4.0	1
早 良	8	－	－	－
西	35	－	－	－
計	141	5	3.5	5

9 飲用井戸

令和6年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数
				残留塩素
東	－	－	－	－
博 多	1	－	－	－
中 央	－	－	－	－
南	9	1	11.1	1
城 南	13	4	30.8	4
早 良	1	－	－	－
西	4	－	－	－
計	28	5	17.9	5

10 特 定 建 築 物

(1) 用 途 別

用 途	区	検 査 施設数	不適合 施設数	項 目 別 検 査 数																	
				温 度			相 対 湿 度			気 流			CO ₂			CO			浮 遊 粉 じ ん		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
興 行 場 集 会 場	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	城南	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	-	1	-	1	1	-	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
大 規 模 小 売 店 舗 (百貨店)	東	2	-	1	-	2	1	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	城南	3	-	-	-	3	-	-	3	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6	-	1	-	6	1	-	6	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
図 書 館 博 物 館 美 術 館	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遊 技 場	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和6年度

[illegible]

用 途	区	検 査 施設数	不適合 施設数	項 目 別 検 査 数																	
				温 度			相 対 湿 度			気 流			C O ₂			C O			浮 遊 粉 じ ん		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
店 舗	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	2	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	南	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	城南	3	1	-	-	3	-	-	3	3	-	-	3	1	-	3	-	-	3	-	-
	早良	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	8	1	-	-	6	-	-	6	6	-	-	6	1	-	6	-	-	6	-	-
事 務 所	東	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	博多	9	7	7	-	2	7	1	2	9	-	-	9	-	-	9	-	-	8	-	-
	中央	7	4	9	-	2	9	5	2	11	-	-	11	3	-	11	-	-	11	-	-
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城南	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	12	17	-	5	17	6	5	22	-	-	22	4	-	22	-	-	21	-	-
学 校 (研修施設 を含む)	東	2	1	2	-	2	2	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	博多	2	1	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	中央	1	1	2	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	南	3	2	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-
	城南	10	2	4	-	3	4	1	3	5	-	-	10	-	-	5	-	-	5	-	-
	早良	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	20	7	8	-	9	8	3	9	13	-	-	18	2	-	13	-	-	13	-	-
旅 館	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	中央	8	2	2	-	2	1	1	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	南	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	早良	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	11	2	3	-	3	2	1	3	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
合 計	東	5	1	4	-	4	4	-	4	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
	博多	13	8	8	-	4	8	1	4	12	-	-	12	-	-	12	-	-	11	-	-
	中央	19	7	13	-	6	12	8	6	19	-	-	19	3	-	19	-	-	19	-	-
	南	7	2	-	-	6	-	-	6	6	-	-	6	2	-	6	-	-	6	-	-
	城南	18	4	5	-	10	5	1	10	13	-	-	18	2	-	13	-	-	13	-	-
	早良	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	66	22	30	-	30	29	10	30	55	-	-	60	7	-	55	-	-	54	-	-

市 和 公 平 度																				
項			目			別			検			査			数			合 計		
ホルムアルデヒド			残留塩素						p H値		臭気		外観		濁度					
検査数	不適数	対象外	飲料水		給湯水			雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		検査数	不適数	対象外
			検査数	不適数	残塩測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	5
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2
-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	1	6
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	34	1	13
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-
3	-	-	3	2	-	-	-	-	8	7	-	-	-	-	-	-	-	63	10	4
1	-	-	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	9	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	12	3	-	1	-	-	9	7	-	-	-	-	-	-	-	147	20	10
-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	16	1	4
-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	11	2	4
-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	2	-
-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	2	4
-	-	-	9	-	-	-	-	-	10	2	-	-	-	-	-	-	-	52	3	6
-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	20	2	-	3	-	-	13	3	-	-	-	-	-	-	-	109	10	18
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	10	-	1	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	3	4
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	13	-	1	9	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	53	3	6
-	-	-	4	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	35	1	8
3	-	-	7	4	-	-	-	-	11	7	-	-	-	-	-	-	-	84	12	8
1	-	1	20	1	1	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136	14	13
-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	2	12
-	-	-	14	-	-	-	-	-	12	2	-	-	-	-	-	-	-	93	5	20
-	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	1	58	5	1	15	2	-	26	10	-	-	-	-	-	-	-	387	34	61

(2) 規 模 別

規 模	区	検 査 施設数	不適合 施設数	項 目 別 検 査 数																	
				温 度			相 対 湿 度			気 流			C O ₂			C O			浮 遊 粉 じ ん		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
3,000m ² ～ 5,000m ²	東	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	博多	5	4	4	-	1	4	1	1	5	-	-	5	-	-	5	-	-	4	-	-
	中央	3	-	2	-	2	2	-	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	南	3	1	-	-	3	-	-	3	3	-	-	3	1	-	3	-	-	3	-	-
	城南	6	1	2	-	4	2	-	4	6	-	-	6	1	-	6	-	-	6	-	-
	早良	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	19	6	8	-	11	8	1	11	19	-	-	19	2	-	19	-	-	18	-	-
5,000m ² ～ 8,000m ²	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	中央	4	2	3	-	-	3	3	-	3	-	-	3	1	-	3	-	-	3	-	-
	南	2	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	城南	2	1	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	1	-	2	-	-	2	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	9	4	3	-	5	3	3	5	8	-	-	8	2	-	8	-	-	8	-	-
8,000m ² 以上	東	4	1	4	-	3	4	-	3	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	博多	7	3	4	-	2	4	-	2	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
	中央	12	5	8	-	4	7	5	4	12	-	-	12	2	-	12	-	-	12	-	-
	南	2	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-
	城南	10	2	3	-	4	3	1	4	5	-	-	10	-	-	5	-	-	5	-	-
	早良	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	38	12	19	-	14	18	6	14	28	-	-	33	3	-	28	-	-	28	-	-
合 計	東	5	1	4	-	4	4	-	4	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
	博多	13	8	8	-	4	8	1	4	12	-	-	12	-	-	12	-	-	11	-	-
	中央	19	7	13	-	6	12	8	6	19	-	-	19	3	-	19	-	-	19	-	-
	南	7	2	-	-	6	-	-	6	6	-	-	6	2	-	6	-	-	6	-	-
	城南	18	4	5	-	10	5	1	10	13	-	-	18	2	-	13	-	-	13	-	-
	早良	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	66	22	30	-	30	29	10	30	55	-	-	60	7	-	55	-	-	54	-	-

項			目									別									検									査									数									合			計		
ホルムアルデヒド			残留塩素									p H値			臭気			外観			濁度																																
検査数	不適数	対象外	飲料水		給湯水				雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		検査数	不適数	対象外																										
			検査数	不適数	残塩測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数																															
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2																											
2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	7	2																											
1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	4																											
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	1	6																											
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	1	8																											
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
3	-	-	10	1	-	2	-	-	-	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113	9	22																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	2																											
-	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	4	-																											
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	4																											
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	1	4																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
-	-	-	10	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	7	10																											
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	1	6																											
1	-	-	4	1	-	-	-	-	-	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	3	4																											
-	-	1	15	1	1	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	10	9																											
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	2																											
-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	3	8																											
-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
1	-	1	38	2	1	11	2	-	18	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223	18	29																											
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	1	8																											
3	-	-	7	4	-	-	-	-	-	11	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84	12	8																											
1	-	1	20	1	1	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136	14	13																											
-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	2	12																											
-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	12	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	5	20																											
-	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-																											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																											
4	-	1	58	5	1	15	2	-	26	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	387	34	61																											

11 家庭用品

令和6年度

区 分			項 目	検 体 数	検 査 項 目 及 び 件 数																				計		
					ホルムアルデヒド	塩酸・硫酸	塩化ビニル	有機水銀	A P O	ディルドリン	T D B P P	T P T	KOH・NaOH	T B T	B D B P P	D T T B	メ タ ノ ール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ジベンズ [a, h] アントラセン	ベンズ [a] アントラセン	ベンゾ [a] ピレン	容 器			試 験	
																							漏 水 試 験	落 下 試 験		耐酸・耐アルカリ試験	圧縮・変形試験
試験検査件数合計				30	27	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	3	42	
基準違反件数合計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
織	おしめ			-/2	-/2			-			-														-/2		
	おしめカバー			-/1	-/1			-			-			-											-/1		
	よだれかけ			-/2	-/2			-			-			-											-/2		
	下着	24月以内			-/5	-/5			-			-			-											-/5	
上記を除く			-	-			-			-			-											-			
維	中衣	24月以内			-/2	-/2					-				-										-/2		
		上記を除く			-					-			-												-		
	外衣	24月以内			-/1	-/1					-				-										-/1		
		上記を除く			-					-			-												-		
製	手袋	24月以内			-/1	-/1			-			-			-										-/1		
		上記を除く			-	-			-			-			-										-		
	くつ下	24月以内			-/2	-/2			-			-			-										-/2		
		上記を除く			-	-			-			-			-										-		
品	たび			-	-																				-		
	帽子	24月以内			-/2	-/2					-				-										-/2		
		上記を除く			-					-			-												-		
	衛生バンド			-				-			-		-												-		
	衛生パンツ			-				-			-		-												-		
	寝衣	24月以内			-/5	-/5				-	-	-			-	-									-/5		
		上記を除く			-	-				-	-	-			-	-									-		
	寝具	24月以内			-/1	-/1				-	-	-			-	-										-/1	
		上記を除く			-					-	-	-			-	-										-	
	床敷物			-					-	-	-				-	-										-	
カーテン			-					-		-				-											-		
家庭用毛糸			-						-					-											-		
家庭用化学製品	家庭用接着剤			-	-			-				-		-											-		
	かつら等の接着剤			-/3	-/3																				-/3		
	家庭用塗料			-				-			-		-												-		
	家庭用ワックス			-				-			-		-												-		
	靴墨・靴クリーム			-				-			-		-												-		
	家庭用エアゾル製品			-			-								-	-	-								-		
	住宅用洗剤			-			-														-	-	-	-	-		
	家庭用洗剤			-/3								-/3					-	-			-/3	-/3	-/3	-/3	-/15		
	木材防腐剤・防虫剤			-															-	-	-					-	

(注) ■：基準がなく、検査の対象にならないもの。

分母：試験検査件数 分子：基準違反件数

第6目 報告徴収

専用水道設置者及び特定建築物届出者に対し令和5年度の維持管理に関する報告を求め、提出された報告書については内容を審査し必要な指導等を行った。

また、報告の無かった施設については、立入検査を行い維持管理状況について確認するとともに必要な指導等を行った。

1 専用水道

区	報告対象 施設数	報 告 施設数	提出率 (%)
東	20	20	100.0
博 多	26	26	100.0
中 央	17	17	100.0
南	23	23	100.0
城 南	9	9	100.0
早 良	11	11	100.0
西	24	24	100.0
計	130	130	100.0

2 特定建築物

区	報告対象 施設数	報 告 施設数	報告施設数内訳							提出率 (%)
			興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	
東	82	82	3	6	18	20	20	10	5	100.0
博 多	451	450	9	7	39	281	27	79	8	99.8
中 央	318	317	6	14	32	191	15	48	11	99.7
南	26	26	1	2	4	9	6	1	3	100.0
城 南	27	27	1	5	1	2	18	－	－	100.0
早 良	50	50	3	5	3	19	16	1	3	100.0
西	64	64	1	26	2	9	17	1	8	100.0
計	1,018	1,016	24	65	99	531	119	140	38	99.8

第7目 行政処分等件数

令和6年度

区 分	営業停止	業務停止	改善命令	指 導	始 末 書
興 行 場	-	-	-	-	-
旅 館	-	-	-	75	-
公 衆 浴 場	-	-	-	42	-
理 容 所	-	-	-	78	-
美 容 所	-	-	-	352	-
ク リ ー ニ ン グ 所 ※	-	-	-	17	-
化 製 場 等	-	-	-	8	-
特 定 建 築 物	-	-	-	18	-
温 泉 利 用 施 設	-	-	-	1	-
プ ー ル	-	-	-	11	-
小 計	-	-	-	602	-
墓 地 等	-	-	-	9	1
浄 化 槽	-	-	-	13	-
小 計	-	-	-	22	1
専 用 水 道	-	-	-	3	-
簡 易 専 用 水 道	-	-	-	387	-
小 規 模 貯 水 槽 水 道	-	-	-	12	-
小 計	-	-	-	402	-
計	-	-	-	1,026	1

※クリーニング所には、クリーニング無店舗取次店を含む。

第8目 簡易専用水道法定検査

令和6年度

区	設置施設数	受検 施設数	検 査 結 果			受検率 (%)
			良好	要改善	速改善	
東	602	536	449	85	2	89.0
博 多	1,046	977	780	195	2	93.4
中 央	976	917	766	147	4	94.0
南	522	490	373	114	3	93.9
城 南	218	204	177	27	0	93.6
早 良	372	354	305	48	1	95.2
西	384	368	305	62	1	95.8
計	4,120	3,846	3,155	678	13	93.3

第 9 目 苦情等監視件数

令和 6 年度

区	苦情等監視件数	
	衛生課	生活環境課
東	17	－
博 多	10	－
中 央	10	1
南	12	5
城 南	2	2
早 良	18	－
西	4	－
合 計	73	8

第 1 0 目 衛生講習会

令和 6 年度

研修内容	開催回数	出席者数
理容所・美容所	3	513
その他 〔 公衆浴場、レジオネラ対策 ねずみ害虫など 〕	11	186
計	14	699

第11目 浄化槽

1 設置数

(1) 処理方式別

令和6年度

区	年度末 施設数	単 独 処 理								合 併 処 理					
		旧構造基準				新構造基準			計	旧構造 基準	新構造基準				計
		腐敗 タンク	長時間 ばっ気	分離 ばっ気	その他	分離 接触 ばっ気	分離 ばっ気	その他		活性 汚泥	回転 接触	接触 ばっ気	長時間 ばっ気	その他	
東 区	102	1	6	10	3	16	11	-	47	-	-	4	2	49	55
博 多 区	48	5	1	8	-	13	9	-	36	-	-	3	-	9	12
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	33	2	7	10	-	6	4	-	29	-	-	1	-	3	4
城 南 区	17	-	6	1	-	1	4	-	12	-	-	1	-	4	5
早 良 区	38	1	3	2	-	5	5	-	16	-	-	2	-	20	22
西 区	143	4	2	2	-	16	7	-	31	-	-	10	1	101	112
計	381	13	25	33	3	57	40	-	171	-	-	21	3	186	210

(2) 規模別

令和6年度

区	0～50人槽			51～500			501～		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
東 区	44	46	90	3	6	9	-	3	3
博 多 区	34	9	43	2	3	5	-	-	-
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	27	3	30	2	1	3	-	-	-
城 南 区	10	4	14	2	1	3	-	-	-
早 良 区	14	19	33	2	3	5	-	-	-
西 区	31	88	119	-	20	20	-	4	4
計	160	169	329	11	34	45	-	7	7

(3) 用途別

令和6年度

区	集会 施設	住 宅			宿泊 施設	医療 施設	店舗	娯楽 施設	車庫 施設	学校	事務所	作業所	その他
		専住	共住	その他									
東 区	5	34	16	10	3	-	4	1	-	-	23	4	2
博 多 区	-	6	6	-	2	-	6	-	1	-	12	14	1
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	-	15	12	-	1	-	3	-	-	-	2	-	-
城 南 区	-	7	4	-	-	-	1	2	-	-	1	1	1
早 良 区	-	23	5	2	1	-	4	1	-	-	1	1	-
西 区	3	75	10	4	7	-	18	7	2	4	5	7	1
計	8	160	53	16	14	-	36	11	3	4	44	27	5

(4) 浄化槽設置届及び廃止届

令和6年度

区	5～20人槽		21～50		51～100		101～200		201～300		301～500		501～		計	
	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止
東 区	1	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4
	▲ 2		-		▲ 1		-		-		-		-		▲ 3	
博 多 区	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	-		-		▲ 1		-		-		-		-		▲ 1	
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		-		-		-		-		-		-		-	
南 区	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	▲ 2		▲ 1		-		-		-		-		-		▲ 3	
城 南 区	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	▲ 2		-		-		-		-		-		-		▲ 2	
早 良 区	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	▲ 1		-		▲ 1		-		-		-		-		▲ 2	
西 区	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
	2		-		1		-		-		-		-		3	
計	3	8	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	12
	▲ 5		▲ 1		▲ 2		-		-		-		-		▲ 8	

2 法定検査受検状況

(1) 浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）

令和6年度

区	受 検 施 設 数	総 合 判 定		
		適 正	おおむね適正	不 適 正
東 区	-	-	-	-
博 多 区	-	-	-	-
中 央 区	-	-	-	-
南 区	1	-	1	-
城 南 区	-	-	-	-
早 良 区	-	-	-	-
西 区	4	2	-	2
計	5	2	1	2

(2) 浄化槽法第11条（定期検査）

令和6年度

区	対象施設数	受検施設数	総 合 判 定			受検率 (%)
			適 正	おおむね適正	不適正	
東 区	102	65	44	20	1	63.7
博 多 区	48	35	27	7	1	72.9
中 央 区	-	-	-	-	-	-
南 区	33	12	7	4	1	36.4
城 南 区	17	8	6	2	-	47.1
早 良 区	38	30	20	10	-	79.0
西 区	143	111	87	23	1	77.6
計	381	261	191	66	4	68.5

3 維持管理状況

(1) 保守点検業者登録数

令和6年度

区	令和6年度 度末登録 業者数	当年度 登録件数	当年度 廃止件数	営業所移転に 伴う変更			当年度 監視件数	監視率 (%)	処 分 等		
				増	減	差引			指 導 票	他 処 分	始 末 書
東 区	3	-	-	-	-	-	3	100.0	-	-	-
博 多 区	7	-	-	-	-	-	5	71.4	-	-	-
中 央 区	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	7	-	-	-	-	-	7	100.0	-	-	-
城 南 区	1	-	-	-	-	-	1	100.0	-	-	-
早 良 区	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
西 区	4	-	1	-	-	-	3	75.0	-	-	-
計	28	-	2	-	-	-	19	67.9	-	-	-

(2) 保守点検業者の委託基数

令和6年度

区 分	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	計
浄化槽設置者数	102	48	-	33	17	38	143	381
保守点検委託基数	77	38	-	17	12	31	109	284
委託率(%)	75.5	79.2	-	51.5	70.6	81.6	76.2	74.5

(3) 浄化槽清掃届出数

令和6年度

区 分	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	計
施 設 数	102	48	-	33	17	38	143	381
清掃実施数	87	38	-	12	11	28	135	311
清掃実施率(%)	85.3	79.2	-	36.4	64.7	73.7	94.4	81.6

4 行政検収

令和6年度

区	検 査 施 設 数	不 適 合 施 設 数	不 適 合 率 (％)
東 区	6	2	33.3
博 多 区	6	3	50.0
中 央 区	-	-	-
南 区	5	3	60.0
城 南 区	3	1	33.3
早 良 区	3	-	0.0
西 区	6	-	0.0
計	29	9	31.0

第2項 居住環境の衛生対策

第1目 ねずみ・衛生害虫駆除

感染症の発生を防止し、快適な生活環境を保持するため、市民及び事業者に対し、ねずみ、衛生害虫の駆除に関する啓発指導を行った。

1 セアカゴケグモ対策

(1) セアカゴケグモ対策基本方針に基づく取組

①啓発・広報の推進、②生息抑制・生息域の拡大防止、③発見時の迅速対応、④情報共有の4つを施策の柱に、対策事務局として、発見・通報に伴う駆除や定期的・計画的な駆除等の情報集約及び公表等を行った。

(2) 広報・啓発

セアカゴケグモを原因とした咬傷事故による健康被害を未然に防止するため、セアカゴケグモに関する情報を市民・事業者提供した。

- ・ 福岡市ホームページ
- ・ 市政だより（全市版 7月15日号）
- ・ チラシの配布、掲示

2 駆除指導相談業務

(1) 処理方法別相談件数

令和6年度

区	処 理 方 法				計
	電話指導	窓口指導	現地指導	その他	
東 区	313	1	3	2	319
博 多 区	144	1	12	5	162
中 央 区	76	0	9	0	85
南 区	215	7	35	2	259
城 南 区	72	3	22	2	99
早 良 区	73	4	14	0	91
西 区	167	3	8	4	182
計	1,060	19	103	15	1,197

(2) 種別相談件数

令和6年度

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	合 計
ネ ズ ミ	4	4	1	7	3	-	1	20
ハ エ	2	-	1	2	1	-	-	6
蚊	2	1	3	2	-	1	-	9
ゴキブリ	4	16	6	14	-	1	2	43
アタマジラミ	-	-	-	-	-	-	-	-
コロモジラミ	-	-	-	-	-	-	-	-
ケジラミ	-	-	-	-	-	-	-	-
ノ ミ	-	-	-	-	-	-	-	-
ダ ニ	-	-	-	1	-	2	-	3
スズメバチ	102	27	22	47	29	31	45	303
アシナガバチ	41	18	8	9	10	11	24	121
ミツバチ	2	-	-	5	19	6	4	36
ユスリカ	-	-	-	1	-	-	-	1
チャタテムシ	-	-	-	-	-	-	-	-
シロアリ	2	2	3	-	1	-	-	8
ア リ	3	1	1	2	-	-	3	10
アリガタバチ	-	-	-	-	1	-	-	1
ム カ デ	-	-	-	-	1	-	-	1
ヤ ス デ	-	-	-	-	-	-	-	-
ケ ム シ	-	2	1	1	2	-	1	7
シバンムシ	-	-	-	-	-	-	-	-
シ ミ	-	-	-	-	-	-	-	-
ナメクジ	1	-	-	-	-	-	-	1
その他のハチ	6	-	6	58	6	17	12	105
ハ ト	-	7	2	8	2	-	1	20
ゴケグモ類	130	45	15	39	-	21	81	331
その他	20	39	16	63	24	1	8	171
合 計	319	162	85	259	99	91	182	1,197

第2目 除草対策

市民の清潔で快適な生活環境を確保するため、雑草が繁茂する空き地等の所有者または管理者による除草を推進した。

1 民有地

定期的な除草を必要とする民有地の所有者または管理者に対し、文書のほか電話や訪問により除草の要請を行った。

民有地における除草実施状況（箇所）

令和6年度

区	年度当初 要除草地	新規 要除草地	廃止 除草地	除草 実施済 (A)	年度末 要除草地 (B)	除草 実施地数 (C)	要除草地 除草 実施地数 C－A	実施率 (%) $\frac{C-A}{B}$	実施要請 件数	相談件数
東 区	468	51	15	15	504	423	408	81.0	168	139
博多区	331	34	12	12	353	333	321	90.9	36	47
中央区	88	25	21	21	92	96	75	81.5	22	27
南 区	370	20	17	17	373	356	339	90.9	53	66
城南区	146	7	22	22	131	118	96	73.3	55	51
早良区	249	13	2	2	260	226	224	86.2	229	80
西 区	394	21	60	60	355	234	174	49.0	56	70
計	2,046	171	149	149	2,068	1,786	1,637	79.2	619	480

2 公有用地

福岡市環境美化除草対策推進協議会を通じ、公共用地等における除草を推進した。

公共用地等における除草実施状況（㎡）

令和6年度

要除草地面積（A）	除草実施面積（B）	実施率（B／A）（%）
10,900,948	10,383,112	95.2

第3目 室内環境の衛生対策

化学物質による室内空気汚染やダニ・カビの発生に関する相談対応を実施した。

室内環境に関する相談件数及び簡易測定件数

令和6年度

区	室内空気環境		ダニ等	
	相談件数	簡易測定件数	相談件数	簡易測定件数
東	—	—	—	—
博多	—	—	—	—
中央	—	—	2	—
南	—	—	—	—
城南	2	—	1	—
早良	1	—	—	—
西	1	—	—	—
計	4	—	3	—

第4目 水質検査キット無料配布事業

令和6年度

		東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
1	配布した市民の数	34	63	16	54	73	32	181	453
2	配布したパックテストの数	70	132	47	131	74	71	199	724
3	配布した市民等からの相談件数	—	—	—	—	—	—	—	—
4	衛生指導を行った施設数	残塩不検出		—	—	—	—	—	—
5		その他		—	—	—	—	—	—

第3項 社会福祉施設等の衛生対策

レジオネラ属菌やノロウイルス等による感染症の発生を未然に防止するため、各施設所管課等関係部署と連携を図りながら、社会福祉施設（高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、保育所、認可外保育所）及び病院・医院における衛生対策の支援を行った。

特に、体力・抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が利用する施設や循環式浴槽設備を有する施設に対しては、レジオネラ属菌の水質検査を行うなど重点的に指導・助言を行った。

社会福祉施設等の立入施設数及び立入件数

令和6年度

種別	区	立入施設数	立入件数	種別	区	立入施設数	立入件数
高齢者福祉施設	東	20	42	保育所	東	－	－
	博多	14	29		博多	－	－
	中央	11	22		中央	11	11
	南	12	26		南	－	－
	城南	55	97		城南	11	11
	早良	23	46		早良	－	－
	西	47	76		西	20	20
	計	182	338		計	42	42
障がい者福祉施設	東	2	4	認可外保育施設	東	－	－
	博多	15	15		博多	－	－
	中央	2	2		中央	－	－
	南	1	2		南	－	－
	城南	6	8		城南	7	8
	早良	－	－		早良	－	－
	西	12	15		西	6	6
	計	38	46		計	13	14
児童福祉施設	東	－	－	病院・医院	東	20	21
	博多	－	－		博多	6	7
	中央	1	1		中央	16	20
	南	－	－		南	19	21
	城南	－	－		城南	10	12
	早良	－	－		早良	13	15
	西	2	3		西	21	26
	計	3	4		計	105	122

第3章 墓地・火葬場等管理

第1項 概 況

市内に散在する市有・区有墓地について、適正な財産の保全に努めるとともに環境衛生上等の問題に対処するため、環境整備及び墓地改葬を推進し、併せて公有地の有効利用を図った。

第2項 墓 地

(1) 市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可

市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可件数 令和6年度

所有区分	筆数(筆)	面積(m ²)	許 可		廃 止		一部廃止		その他	
			筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
計	216	168,582	—	—	—	—	—	—	—	—
市 有	75	51,330	—	—	—	—	—	—	—	—
区 有	141	117,252	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 墓 地 管 理 人

令和6年度末現在で、市有墓地については延べ68人、区有墓地については123人に墓地管理人を委嘱している。

(3) 墓地環境整備

○9筆(延べ9,352m²)の除草を実施した。

(4) 墓地改葬許可

改葬許可状況 令和6年度

計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区
562	98	96	90	98	20	33	127

第3項 火 葬 場

市立火葬場の利用状況 令和6年度

	施 設 名 称	利 用 状 況				
		計	大 人	小 人	改 葬	死 産 児
葬 祭 場	火葬炉(ガス炉)25基 胞衣炉1基	13,723	13,247	35	31	410
玄界島火葬場	火葬炉(灯油炉)1基	—	—	—	—	—
計		13,723	13,247	35	31	410

第4章 食品の安全確保（食品衛生）

第1項 施設監視等

第1目 概況

食品の安全性確保に加え、食の安心を求める昨今の状況の変化を踏まえ、令和6年度福岡市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者への監視指導、食品等の検査、市民及び食品等事業者への情報提供並びに意見の交換（リスクコミュニケーション）、食品等事業者による自主的衛生管理の推進等を実施した。

特に、本市で起こった食中毒のうち大きな割合を占めているカンピロバクター及びアニサキスによる食中毒の対策を重点的に実施した。カンピロバクター食中毒対策としては、鶏刺し、鶏のたたき、鶏レバーのレア焼き等（以下「加熱不十分な鶏肉」という。）を提供する事業者に対し、加熱不十分な鶏肉を提供する危険性を周知し、鶏肉等の十分な加熱等を指導した。また、食肉販売事業者に対し、鶏肉等は加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売すること等を指導した。併せて、若年層での発生が多いことから、留学生を含む市内の大学生等に対してチラシ配布、メール送信等により、加熱不十分な鶏肉の喫食による食中毒リスクについて情報発信を実施した。アニサキス食中毒対策としては、生食用生鮮魚介類を取り扱う飲食店や販売店を積極的に把握し、アニサキス食中毒予防に有効な冷凍処理、速やかな内臓除去、目視による虫体の除去等の徹底を指導した。加えて、市政だより、市ホームページ、市公式 SNS 等様々な媒体を活用し、アニサキス食中毒の予防方法等についての市民啓発を実施した。

また、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化されたことから、講習会や施設監視等における周知、HACCP導入支援等を行った。

1 監視指導

食品衛生法に基づく営業許可施設及び営業届出施設の計47,281施設を対象に、48,649件の監視指導（臨時営業の監視件数は含まない。）を実施した。

このうち、加熱不十分な鶏肉を提供する251施設に対して立入調査を行い、加熱不十分な鶏肉の提供に伴う食中毒リスクの周知及び食材の衛生的な取扱いについて指導及び助言を行った。また、鶏肉を取り扱う飲食店930施設に対し、加熱状態の確認や二次汚染の防止等について指導した。さらに、鶏肉等を取り扱う食肉販売店等225施設に対し、鶏肉等には、加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売するよう指導した。

食品流通の季節変動等の特性を踏まえ、夏期及び年末に製造施設、大量調理施設、大規模販売店等の一斉監視を実施し、併せて食品表示の監視を行った。

屋台については、営業の適正化を図るため夜間監視を行った。

2 収去検査

食品等の収去検査は、理化学検査1,486件（前年度比16件増）、微生物学的検査949件（同85件減）であった。このうち、不適件数は、理化学検査で4件（不適率 約0.3%）、微生物学的検査で0件であった。

さらに、収去検査の適正な実施及び信頼性の確保を図るため、「福岡市食品衛生検査施設業務管理実施要領」に基づく業務管理を行った。

3 食中毒発生状況

令和6年度の食中毒発生件数は38件（患者数311人）で、病因物質の内訳は、アニサキス14件（同15人）、カンピロバクター10件（同26人）、ノロウイルス8件（同200人）であった。
（参考：令和5年度食中毒発生件数：56件、患者数：305人）

4 行政処分

食中毒等の原因施設に対し、行政処分及びその他必要な措置を行った。

5 食品衛生責任者実務講習会

施設の食品衛生責任者に対して、食品衛生法の改正、食中毒の発生状況等について、e-ラーニング等を活用し実務講習会を実施した。

6 監視員等研修

食品衛生監視員の資質の向上を図るため、外部講師を招へいした監視員等研修を実施するとともに、厚生労働省等が行う外部研修に参加した。

7 関係機関との連携

（1）庁内の連携

①市民の食の安全・安心を総合的に確保するため、「福岡市食の安全・安心の確保に関する連絡会議」を開催し、本市の食の安全・安心に関する事業に関する意見交換及び情報共有を行った。

（2）国、関係自治体等との連携

- ①違反食品及び食中毒の関係施設等が市外の場合に、他都市食品衛生部局と連携して調査及び措置を行った。
- ②九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。
- ③厚生労働省や九州各県、大都市等の自治体との連絡会議に参加し、食品衛生に関する情報及び意見を交換した。
- ④厚生労働省、九州各県及び保健所設置市との協議会に参加し、構成員等間の連絡体制の整備について協議を行った。

第2目 施設数

1 食品衛生法の営業許可を要する施設（令和3年5月31日までに許可を受けたもの）

令和6年度

業 種 別		5年度末総数	6年度末総数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
令和5年度末総数		14,343		1,788	4,161	4,490	1,266	543	1,146	949
令和6年度末総数			10,324	1,254	3,100	3,203	887	385	850	645
増 減			▲ 4,019	▲ 534	▲ 1,061	▲ 1,287	▲ 379	▲ 158	▲ 296	▲ 304
小 計		11,849	8,487	964	2,678	2,678	707	296	673	491
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	8,329	6,105	695	1,611	2,077	546	243	547	386
	仕 出 し ・ 弁 当 屋	701	488	86	103	88	75	23	63	50
	旅 館	84	60	4	27	22	-	2	-	5
	そ の 他	2,735	1,834	179	937	491	86	28	63	50
菓 子 製 造 業		858	599	93	111	164	71	36	67	57
乳 処 理 業		1	1	-	-	-	1	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		6	3	-	-	2	1	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		333	246	36	49	78	19	11	20	33
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		3	3	1	-	1	-	-	-	1
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		16	11	3	4	2	1	1	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		108	84	15	28	17	10	3	10	1
か ん 詰 ま た は び ん 詰 食 品 製 造 業		4	4	-	3	-	-	-	1	-
喫 茶 店 営 業		285	188	35	33	66	24	8	9	13
あ ん 類 製 造 業		4	4	1	1	1	-	-	1	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		23	16	4	2	6	1	-	2	1
食 肉 処 理 業		19	14	8	3	-	-	1	2	-
食 肉 販 売 業		490	389	51	118	109	34	21	35	21
食 肉 製 品 製 造 業		10	6	1	2	-	-	-	2	1
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		6	6	1	2	2	1	-	-	-
マ ー カ ` リ ン ま た は シ ョ ー ト ニ ン ク ` 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		8	7	4	-	1	1	-	-	1
醤 油 製 造 業		3	3	1	1	-	-	-	1	-
ソ ー ス 類 製 造 業		4	3	2	1	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業		7	5	-	-	2	-	1	-	2
豆 腐 製 造 業		13	10	3	4	-	-	-	2	1
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業		51	45	4	13	14	4	1	6	3
そ う ざ い 製 造 業		230	182	23	44	59	12	6	19	19
添 加 物 製 造 業		6	4	4	-	-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		4	2	-	2	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業		2	2	-	1	1	-	-	-	-

2 食品衛生法の営業許可を要する施設（令和3年6月1日以降に許可を受けたもの）

令和6年度

業 種 別	5年度末総数	6年度末総数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
令 和 5 年 度 末 総 数	16,159		2,060	4,703	4,821	1,558	598	1,242	1,177
令 和 6 年 度 末 総 数		21,156	2,741	6,057	6,473	2,019	771	1,551	1,544
増 減		4,997	681	1,354	1,652	461	173	309	367
飲 食 店 営 業	13,002	17,018	2,159	5,196	5,260	1,518	597	1,178	1,110
調 理 の 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	21	68	12	21	15	4	1	3	12
食 肉 販 売 業	314	399	61	98	84	57	14	39	46
魚 介 類 販 売 業	250	322	52	58	84	41	14	32	41
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	1	-	-	1	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	1	1	-	-	-	1	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	27	31	14	6	-	-	-	2	9
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	1,280	1,658	187	311	551	213	82	153	161
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	18	23	3	2	11	5	-	1	1
乳 製 品 製 造 業	5	8	-	3	-	3	-	1	1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	14	17	4	2	5	1	1	1	3
食 肉 製 品 製 造 業	6	10	2	3	2	1	-	1	1
水 産 製 品 製 造 業	143	197	46	49	50	20	2	8	22
氷 雪 製 造 業	2	2	-	-	2	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	12	14	6	2	5	-	-	-	1
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	14	16	3	2	5	2	-	1	3
酒 類 製 造 業	10	12	-	7	3	1	-	-	1
豆 腐 製 造 業	12	13	1	2	2	1	2	4	1
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	74	81	10	28	12	9	7	9	6
そ う ざ い 製 造 業	749	975	136	179	316	114	47	89	94
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	6	7	2	5	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	71	75	7	37	16	4	-	3	8
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	1	-	1	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	61	117	19	21	21	15	2	21	18
密 封 包 装 食 品 製 造 業	13	17	4	4	4	-	2	-	3
食 品 の 小 分 け 業	49	68	11	19	24	7	-	5	2
添 加 物 製 造 業	4	5	2	1	-	2	-	-	-

3 食品衛生法の営業届出を要する施設

令和6年度

業 種 別		5年度末総数	6年度末総数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
令 和 5 年 度 末 総 数		14,971		2,541	4,251	3,288	1,508	656	1,277	1,450
令 和 6 年 度 末 総 数			15,801	2,713	4,503	3,411	1,607	685	1,314	1,568
増 減			830	172	252	123	99	29	37	118
旧許可業 種であつ た営業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)	855	747	120	174	191	110	29	62	61
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)	1,118	987	182	237	230	142	43	65	88
	乳 類 販 売 業	1,743	1,598	281	310	414	248	82	135	128
	氷 雪 販 売 業	30	30	1	15	9	2	-	1	2
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自動洗浄・屋内設置)	1,870	2,026	310	800	473	125	46	122	150
販売業	弁 当 販 売 業	202	230	30	89	70	14	6	6	15
	野 菜 果 物 販 売 業	503	564	161	120	98	54	32	50	49
	米 穀 類 販 売 業	66	70	26	23	14	3	1	1	2
	通信販売・訪問販売による販売業	54	72	33	15	11	6	-	1	6
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	539	635	99	214	86	53	40	67	76
	百 貨 店、総 合 ス ー パ ー	404	365	55	96	54	39	22	51	48
	自動販売機による販売業 (コップ式販売機(自動洗浄・ 屋内設置)を除く。)	1,051	998	149	371	125	56	28	138	131
	その他の食料・飲料販売業	4,883	5,648	855	1,745	1,339	535	229	378	567
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の 規定により規格が定められた 添加物の製造を除く。)	7	7	3	-	-	2	-	-	2
	いわゆる健康食品の製造・加工業	20	22	5	7	5	2	-	1	2
	コ ー ヒ ー 製 造・加 工 業 (飲料の製造を除く。)	142	207	37	39	57	17	18	19	20
	農産保存食料品製造・加工業	64	82	6	5	4	7	3	13	44
	調 味 料 製 造・加 工 業	107	142	30	21	57	12	6	10	6
	糖 類 製 造・加 工 業	5	2	2	-	-	-	-	-	-
	精 穀・製 粉 業	17	15	4	1	3	2	-	3	2
	製 茶 業	33	42	11	5	16	-	3	4	3
	海 藻 製 造・加 工 業	15	11	5	2	1	1	-	-	2
	卵 選 別 包 装 業	1	1	-	-	-	-	-	-	1
	その他の食料品製造・加工業	235	278	55	64	44	17	12	61	25
上記以外 のもの (改正法 による改 正後の法 第68条第 3項にお いて準用 されるも のを含む。)	行 商	88	108	32	21	19	9	3	9	15
	集 団 給 食 施 設	808	793	147	104	80	144	82	116	120
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造、加工に限る。)	15	16	2	13	-	-	-	1	-
	露 店、仮 設 店 舗 等 に お け る 飲 食 の 提 供 の う ち、 営 業 と み な さ れ な い も の。	10	14	6	1	6	-	-	-	1
	そ の 他	86	91	66	11	5	7	-	-	2

4 食品衛生法による許可及び廃業件数（令和３年５月３１日までに許可を受けたもの）

業 種 別	計			東			博 多			中 央		
	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
令 和 ５ 年 度 総 数	-	-	4,696	-	-	538	-	-	1,368	-	-	1,431
令 和 ６ 年 度 総 数	-	-	4,019	-	-	534	-	-	1,061	-	-	1,287
増 減			▲ 677			▲ 4			▲ 307			▲ 144
小 計	-	-	3,362	-	-	377	-	-	961	-	-	1,125
飲 食 店												
一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	-	-	2,224	-	-	227	-	-	554	-	-	797
仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	-	-	213	-	-	35	-	-	32	-	-	47
旅 館	-	-	24	-	-	3	-	-	9	-	-	10
そ の 他	-	-	901	-	-	112	-	-	366	-	-	271
菓 子 製 造 業	-	-	259	-	-	57	-	-	31	-	-	67
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	-	-	87	-	-	22	-	-	13	-	-	21
魚 介 類 せ り 売 営 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	-	-	5	-	-	1	-	-	1	-	-	2
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業	-	-	24	-	-	9	-	-	6	-	-	5
か ん 詰 ま た は び ん 詰 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	-	-	97	-	-	33	-	-	6	-	-	27
あ ん 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	-	-	7	-	-	2	-	-	1	-	-	1
食 肉 処 理 業	-	-	5	-	-	2	-	-	1	-	-	1
食 肉 販 売 業	-	-	101	-	-	20	-	-	26	-	-	19
食 肉 製 品 製 造 業	-	-	4	-	-	1	-	-	2	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マ ー ガ リ ン ま た は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
醬 油 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒 類 製 造 業	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1
豆 腐 製 造 業	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業	-	-	6	-	-	-	-	-	1	-	-	1
そ う ざ い 製 造 業	-	-	48	-	-	9	-	-	10	-	-	15
添 加 物 製 造 業	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

南			城南			早良			西		
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
-	-	480	-	-	163	-	-	387	-	-	329
-	-	379	-	-	158	-	-	296	-	-	304
		▲ 101			▲ 5			▲ 91			▲ 25
-	-	290	-	-	139	-	-	239	-	-	231
-	-	193	-	-	104	-	-	184	-	-	165
-	-	29	-	-	17	-	-	25	-	-	28
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
-	-	68	-	-	18	-	-	29	-	-	37
-	-	42	-	-	11	-	-	23	-	-	28
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	6	-	-	3	-	-	11	-	-	11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	17	-	-	-	-	-	4	-	-	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	12	-	-	4	-	-	9	-	-	11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1
-	-	5	-	-	-	-	-	3	-	-	6
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5 食品衛生法による許可及び廃業件数（令和3年6月1日以降に許可を受けたもの）

業 種 別	計			東			博 多			中 央		
	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
令 和 5 年 度 総 数	6,677	－	1,309	781	－	57	1,935	－	575	2,178	－	544
令 和 6 年 度 総 数	6,115	－	1,118	750	－	69	1,753	－	399	2,131	－	479
増 減	▲ 562	－	▲ 191	▲ 31	－	12	▲ 182	－	▲ 176	▲ 47	－	▲ 65
飲 食 店 営 業	4,933	－	917	601	－	52	1,450	－	314	1,781	－	429
調理の機能を有する自動販売機	48	－	1	6	－	－	17	－	－	12	－	－
食 肉 販 売 業	94	－	9	20	－	2	20	－	2	18	－	1
魚 介 類 販 売 業	84	－	12	16	－	3	14	－	2	21	－	3
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集 乳 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳 処 理 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食 肉 処 理 業	5	－	1	3	－	－	1	－	－	－	－	－
食 品 の 放 射 線 照 射 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
菓 子 製 造 業	525	－	147	46	－	6	150	－	76	186	－	38
アイスクリーム類製造業	5	－	－	－	－	－	1	－	－	3	－	－
乳 製 品 製 造 業	3	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－
食 肉 製 品 製 造 業	4	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－
水 産 製 品 製 造 業	56	－	2	12	－	－	20	－	1	10	－	－
氷 雪 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
液 卵 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食 用 油 脂 製 造 業	2	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－
みそ又はしょうゆ製造業	3	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1
酒 類 製 造 業	2	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
豆 腐 製 造 業	2	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－
納 豆 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
麵 類 製 造 業	9	－	2	－	－	－	1	－	1	4	－	1
そ う ざ い 製 造 業	247	－	21	34	－	6	54	－	2	74	－	6
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
冷 凍 食 品 製 造 業	5	－	1	2	－	－	1	－	1	2	－	－
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
漬 物 製 造 業	59	－	3	5	－	－	9	－	－	9	－	－
密 封 包 装 食 品 製 造 業	4	－	－	1	－	－	1	－	－	1	－	－
食 品 の 小 分 け 業	19	－	－	1	－	－	6	－	－	8	－	－
添 加 物 製 造 業	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－

令和6年度

南			城南			早良			西		
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
630	-	55	212	-	14	503	-	37	438	-	27
512	-	51	194	-	21	357	-	48	418	-	51
▲ 118	-	▲ 4	▲ 18	-	7	▲ 146	-	11	▲ 20	-	24
379	-	38	156	-	13	269	-	36	297	-	35
2	-	-	-	-	-	1	-	-	10	-	1
14	-	1	4	-	1	10	-	1	8	-	1
5	-	-	4	-	1	10	-	1	14	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	-	6	17	-	6	29	-	6	44	-	9
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
7	-	1	-	-	-	2	-	-	5	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-
34	-	3	10	-	-	17	-	3	24	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	16	-	1	8	-	2
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6 食品衛生法による営業届出件数

業 種 別		計		東		博 多		中 央	
		新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業
令 和 5 年 度 総 数		2,893	1,683	661	182	938	772	695	288
令 和 6 年 度 総 数		2,839	2,009	709	537	781	529	759	636
増 減		▲ 54	326	48	355	▲ 157	▲ 243	64	348
旧許可業 種であつ た営業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)	43	151	11	45	13	38	9	21
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)	44	175	7	56	13	40	9	23
	乳 類 販 売 業	36	181	5	46	7	41	8	27
	氷 雪 販 売 業	7	7	-	2	5	1	2	4
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自動洗浄・屋内設置)	289	133	49	90	106	19	77	17
	弁 当 販 売 業	107	79	6	9	41	26	48	42
販売業	野 菜 果 物 販 売 業	171	110	19	14	58	41	57	52
	米 穀 類 販 売 業	23	19	4	4	8	3	9	12
	通信販売・訪問販売による販売業	25	7	16	7	3	-	2	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	117	21	31	3	34	5	11	10
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	35	74	2	65	11	3	8	4
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 (コップ式販売機(自動洗浄・ 屋内設置)を除く。)	114	167	23	107	34	21	27	25
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	1,532	767	465	15	405	283	421	377
製造・加 工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項 の規定により規格が定められた 添 加 物 の 製 造 を 除 く。)	1	1	-	1	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	1	-	1	-	-	-
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 (飲料の製造を除く。)	73	8	14	-	10	2	20	3
	農産保存食料品製造・加工業	20	2	3	-	-	-	4	2
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	42	7	9	5	6	-	19	1
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-	3	-	3	-	-	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	-	2	-	2	-	-	-	-
	製 茶 業	11	2	3	2	1	-	3	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	-	4	-	4	-	-	-	-
	卵 選 別 包 装 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	59	16	20	9	7	2	7	3
上記以外 のもの (改正法 による改 正後の法 第68条第 3項にお いて準用 されるも のを含む。)	行 商	23	3	6	3	5	-	4	-
	集 団 給 食 施 設	39	54	10	40	5	1	1	5
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造、加工に限る。)	1	-	-	-	1	-	-	-
	露 店 、 仮 設 店 舗 等 に お け る 飲 食 の 提 供 の う ち 、 営 業 と み な さ れ な い も の 。	9	5	-	1	1	2	8	2
	そ の 他	16	11	5	4	6	1	5	6

令和6年度

南		城南		早良		西	
新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業
232	224	82	64	130	75	155	78
186	87	79	50	125	88	200	82
▲ 46	▲ 137	▲ 3	▲ 14	▲ 5	13	45	4
9	15	-	10	1	11	-	11
12	16	1	11	1	15	1	14
12	18	-	14	2	21	2	14
-	-	-	-	-	-	-	-
12	1	9	-	12	5	24	1
5	-	-	-	4	-	3	2
10	1	6	-	11	1	10	1
1	-	1	-	-	-	-	-
1	-	-	-	1	-	2	-
6	1	8	-	15	2	12	-
3	-	2	1	3	-	6	1
8	4	2	1	8	-	12	9
86	25	24	12	37	29	94	26
1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	9	-	8	-	10	1
3	-	-	-	-	-	10	-
3	-	3	-	1	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	4	-	12	-	6	2
4	-	1	-	2	-	1	-
5	4	7	1	6	3	5	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

第3目 監視活動

1 監視総数

(1) 食品衛生法の営業許可を要する施設（令和3年5月31日までに許可を受けたもの）

業 種 別	施設 数 (A)	活 動 総 数 (B) = (C) + (D)									
		総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉
令 和 5 年 度 総 数	14,343	8,254	868	694	857	495	319	217	435	4,240	129
令 和 6 年 度 総 数	10,324	6,479	566	456	748	333	248	174	270	3,546	138
小 計	8,487	2,114	412	412	572	243	166	109	200	-	-
飲 食 店											
一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	6,105	1,053	288	72	216	159	110	71	137	-	-
仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	488	304	46	13	128	33	32	31	21	-	-
旅 館	60	10	2	2	4	-	2	-	-	-	-
そ の 他	1,834	747	76	325	224	51	22	7	42	-	-
菓 子 製 造 業	599	216	38	16	61	35	31	12	23	-	-
乳 処 理 業	1	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	3	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	246	3,095	28	7	55	21	17	24	27	2,916	-
魚 介 類 せ り 売 営 業	3	316	-	-	-	-	-	-	1	315	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	11	8	3	1	1	3	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業	84	16	4	-	3	-	5	4	-	-	-
かん詰またはびん詰食品製造業	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	188	27	8	-	13	6	-	-	-	-	-
あ ん 類 製 造 業	4	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	16	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	14	149	9	-	-	-	-	2	-	-	138
食 肉 販 売 業	389	87	26	4	16	9	15	10	7	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	6	4	1	1	-	-	-	2	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	6	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-
マ-ガ-リンまたはショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
醤 油 製 造 業	3	5	2	1	-	-	-	2	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	5	6	-	-	-	-	4	-	2	-	-
豆 腐 製 造 業	10	13	5	1	-	-	-	3	4	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業	45	19	8	2	3	2	1	2	1	-	-
そ う ざ い 製 造 業	182	60	12	5	22	3	9	4	5	-	-
添 加 物 製 造 業	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	2	317	-	2	-	-	-	-	-	315	-

令和6年度

食品衛生監視票を用いた監視数 (C)										食品衛生監視票を用いない監視数 (D)										施設当 監視回数
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	(B)/(A)
968	243	48	42	244	109	35	247	-	-	7,286	625	646	815	251	210	182	188	4,240	129	0.6
894	353	20	58	154	125	55	129	-	-	5,585	213	436	690	179	123	119	141	3,546	138	0.6
688	266	16	43	124	100	34	105	-	-	1,426	146	396	529	119	66	75	95	-	-	0.2
568	227	12	33	97	80	28	91	-	-	485	61	60	183	62	30	43	46	-	-	0.2
64	27	-	7	11	10	5	4	-	-	240	19	13	121	22	22	26	17	-	-	0.6
7	2	1	2	-	2	-	-	-	-	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	0.2
49	10	3	1	16	8	1	10	-	-	698	66	322	223	35	14	6	32	-	-	0.4
61	24	3	4	14	9	1	6	-	-	155	14	13	57	21	22	11	17	-	-	0.4
2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	5.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	2.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	19	-	3	1	6	3	6	-	-	3,057	9	7	52	20	11	21	21	2,916	-	12.6
1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	315	-	-	-	-	-	-	-	315	-	105.3
2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	6	2	1	1	2	-	-	-	-	-	0.7
11	2	-	3	-	2	4	-	-	-	5	2	-	-	-	3	-	-	-	-	0.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	0.3
5	2	-	-	3	-	-	-	-	-	22	6	-	13	3	-	-	-	-	-	0.1
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	0.1
6	4	-	-	-	-	2	-	-	-	143	5	-	-	-	-	-	-	-	138	10.6
35	16	-	2	4	5	4	4	-	-	52	10	4	14	5	10	6	3	-	-	0.2
3	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	1	-	-	-	2	-	-	-	1.7
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3
2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1.2
3	-	-	-	-	-	1	2	-	-	10	5	1	-	-	-	2	2	-	-	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	-	2	-	-	1	1	-	-	14	7	2	1	2	1	1	-	-	-	0.4
21	8	1	1	3	1	3	4	-	-	39	4	4	21	-	8	1	1	-	-	0.3
4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	317	-	2	-	-	-	-	-	315	-	158.5

(2) 食品衛生法の営業許可を要する施設（令和3年6月1日以降に許可を受けたもの）

業 種 別	施設数 (A)	活 動 総 数 (B) = (C) + (D)									
		総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉
令 和 5 年 度 総 数	16,159	18,804	1,071	2,306	2,993	673	268	577	401	10,485	30
令 和 6 年 度 総 数	21,156	21,604	1,727	2,950	3,503	868	328	605	451	11,145	27
飲 食 店 営 業	17,018	8,296	1,489	2,483	2,851	576	188	436	273	-	-
調理の機能を有する自動販売機	68	50	12	16	9	2	-	2	9	-	-
食 肉 販 売 業	399	176	16	37	51	25	10	13	24	-	-
魚 介 類 販 売 業	322	10,785	38	31	40	29	24	20	29	10,574	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	315	-	-	-	-	-	-	-	315	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	1	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	31	29	1	-	-	-	-	-	1	-	27
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	1,658	821	65	161	321	108	52	61	53	-	-
アイスクリーム類製造業	23	15	-	1	7	5	-	2	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	8	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	17	4	2	-	-	-	2	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	10	10	1	4	1	1	-	2	1	-	-
水 産 製 品 製 造 業	197	170	31	61	32	23	2	6	15	-	-
氷 雪 製 造 業	2	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	14	6	2	3	1	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	16	12	4	3	2	2	-	-	1	-	-
酒 類 製 造 業	12	4	-	2	-	2	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	13	17	-	4	2	4	4	3	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	81	54	4	5	6	11	11	10	7	-	-
そ う ざ い 製 造 業	975	412	44	93	143	48	34	25	25	-	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	7	11	1	10	-	-	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	75	10	1	5	2	-	-	1	1	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	117	84	12	16	12	15	1	20	8	-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	17	12	2	4	3	-	-	-	3	-	-
食 品 の 小 分 け 業	68	289	2	8	13	5	-	4	1	256	-
添 加 物 製 造 業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

食品衛生監視票を用いた監視数 (C)										食品衛生監視票を用いない監視数 (D)										施設当 監視回数
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	(B)/(A)
502	36	45	131	55	26	140	64	5	-	18,302	1,035	2,261	2,862	618	242	437	337	10,480	30	1.2
648	32	73	193	51	27	230	42	-	-	20,956	1,695	2,877	3,310	817	301	375	409	11,145	27	1.0
476	16	30	159	31	16	192	32	-	-	7,820	1,473	2,453	2,692	545	172	244	241	-	-	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	12	16	9	2	-	2	9	-	-	0.7
21	3	2	5	2	1	5	3	-	-	155	13	35	46	23	9	8	21	-	-	0.4
13	1	1	4	1	1	5	-	-	-	10,772	37	30	36	28	23	15	29	10,574	-	33.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	315	-	-	-	-	-	-	-	315	-	315.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	1	-	-	-	-	-	1	-	27	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	1	9	7	6	1	18	1	-	-	778	64	152	314	102	51	43	52	-	-	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	1	7	5	-	2	-	-	-	0.7
2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	2	-	-	-	-	0.2
3	-	2	-	-	-	1	-	-	-	7	1	2	1	1	-	1	1	-	-	1.0
14	2	7	1	4	-	-	-	-	-	156	29	54	31	19	2	6	15	-	-	0.9
3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-	0.4
2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2	3	2	2	-	-	1	-	-	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	2	-	-	-	-	-	0.3
4	-	1	-	-	2	1	-	-	-	13	-	3	2	4	2	2	-	-	-	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	1	-	2	2	2	-	-	47	4	5	5	11	9	8	5	-	-	0.7
36	1	10	13	2	4	4	2	-	-	376	43	83	130	46	30	21	23	-	-	0.4
9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1.6
1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	9	1	5	2	-	-	1	-	-	-	0.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3.0
3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	81	11	15	12	15	1	19	8	-	-	0.7
2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	10	1	4	3	-	-	-	2	-	-	0.7
4	2	-	-	1	-	1	-	-	-	285	-	8	13	4	-	3	1	256	-	4.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 食品衛生法の営業届出を要する施設

業 種 別		施設 数 (A)	活 動 総 数 (B) = (C) + (D)								
			総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検
令和 5 年 度 総 数		14,971	21,003	206	500	454	88	189	127	175	19,264
令和 6 年 度 総 数		15,801	20,566	189	273	608	72	146	88	130	19,060
旧許可業 種であつ た営業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)	747	974	6	2	14	－	2	－	5	945
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)	987	352	6	－	19	1	5	－	6	315
	乳 類 販 売 業	1,598	32	8	1	10	－	5	－	8	－
	氷 雪 販 売 業	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自動洗浄・屋内設置)	2,026	－	－	－	－	－	－	－	－	－
販売業	弁 当 販 売 業	230	103	－	77	25	－	1	－	－	－
	野 菜 果 物 販 売 業	564	8,890	17	6	31	1	8	1	5	8,821
	米 穀 類 販 売 業	70	16	3	2	4	2	2	2	1	－
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	72	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	635	37	6	5	1	1	16	5	3	－
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	365	421	37	47	233	16	36	31	21	－
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 (コップ式販売機(自動洗浄・ 屋内設置)を除く。)	998	2	－	－	－	－	2	－	－	－
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	5,648	9,112	31	109	229	12	21	20	28	8,662
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第 1項の規定により規格が定められ た添加物の製造を除く。)	7	2	2	－	－	－	－	－	－	－
	いわゆる健康食品の製造・加工業	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 (飲料の製造を除く。)	207	9	1	1	4	－	3	－	－	－
	農産保存食料品製造・加工業	82	1	－	－	1	－	－	－	－	－
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	142	7	5	－	2	－	－	－	－	－
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－
	精 穀 ・ 製 粉 業	15	9	6	－	3	－	－	－	－	－
	製 茶 業	42	2	－	－	－	－	1	1	－	－
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	11	5	－	－	5	－	－	－	－	－
	卵 選 別 包 装 業	1	2	－	－	－	－	－	－	2	－
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	278	33	10	－	8	6	1	5	3	－	
上記以外 のもの (改正法 による改 正後の法 第68条第 3項にお いて準用 されるも のを含む。)	行 商	108	1	1	－	－	－	－	－	－	－
	集 団 給 食 施 設	793	233	45	23	18	33	43	23	48	－
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造、加工に限る。)	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの。	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	そ の 他	91	322	4	－	1	－	－	－	－	317

(4) 臨時営業の監視件数

業 種 別	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
臨 時 営 業	3,723	678	907	2,005	50	15	62	6

食品衛生監視票を用いた監視数 (C)									食品衛生監視票を用いない監視数 (D)									施設当 監視回数
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	(B)/(A)
195	50	7	21	22	16	20	58	1	20,808	156	493	433	66	173	107	117	19,263	1.4
166	37	8	13	18	33	21	34	2	20,400	152	265	595	54	113	67	96	19,058	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	974	6	2	14	-	2	-	5	945	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	6	-	19	1	5	-	6	315	0.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	8	1	10	-	5	-	8	-	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	103	-	77	25	-	1	-	-	-	0.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,890	17	6	31	1	8	1	5	8,821	15.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	3	2	4	2	2	2	1	-	0.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	2	-	-	35	6	5	1	1	16	3	3	-	0.1
3	-	-	-	-	1	2	-	-	418	37	47	233	16	35	29	21	-	1.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,112	31	109	229	12	21	20	28	8,662	1.6
2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	1	4	-	3	-	-	-	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	0.0
4	4	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	2	-	-	-	-	-	0.0
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5
1	-	-	1	-	-	-	-	-	8	6	-	2	-	-	-	-	-	0.6
1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2.0
2	1	-	-	1	-	-	-	-	31	9	-	8	5	1	5	3	-	0.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0.0
145	26	8	12	17	32	16	34	-	88	19	15	6	16	11	7	14	-	0.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	3	-	-	-	-	-	-	2	317	1	-	1	-	-	-	-	315	3.5

2 苦 情 処 理

(1) 苦情届出状況

令和6年度

苦情対象施設		総 数	あ市 っ内 に た 原 因 の が	あ市 っ外 に た 原 因 の が	な異 か つ た 常 の が	不 明
総 数		582	186	13	28	355
許可業種	飲 食 店 営 業	417	133	2	14	268
	食 肉 販 売 業	16	8	-	1	7
	魚 介 類 販 売 業	14	5	-	2	7
	菓 子 製 造 業	20	13	1	1	5
	水 産 製 品 製 造 業	1	1	-	-	-
	豆 腐 製 造 業	2	-	1	-	1
	麺 類 製 造 業	2	1	1	-	-
	そ う ざ い 製 造 業	13	2	1	1	9
	密 封 包 装 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-
届出業種	弁 当 販 売 業	9	8	-	-	1
	野 菜 果 物 販 売 業	5	-	-	3	2
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	9	3	-	-	6
	百 貨 店 ・ ス ー パ ー	23	9	3	2	9
	そ の 他 販 売 業	12	2	1	3	6
	そ の 他 製 造 ・ 加 工 業	3	-	1	-	2
	集 団 給 食 施 設	-	-	-	-	-
	家 庭 内	1	-	-	-	1
そ の 他		35	1	2	1	31

(2) 食品別苦情届出内容

令和6年度

苦情対象食品	総 数	表 示	体 調 異 常	異 物 混 入	異 味 ・ 異 臭	取 扱 不 良	変 質 腐 敗	カ ビ	そ の 他
総 数	582	28	271	79	20	72	10	13	89
食肉・卵及び加工品	32	5	8	4	6	5	－	－	4
め ん 類	2	－	1	－	－	－	1	－	－
飲食店・仕出し・弁当	382	10	233	47	7	51	3	2	29
魚 介 類	20	3	11	1	－	2	2	－	1
魚 介 類 加 工 品	6	1	1	1	1	－	1	－	1
魚 肉 練 り 製 品	－	－	－	－	－	－	－	－	－
菓 子	26	4	1	8	－	2	－	3	8
び ん ・ か ん 詰	1	－	－	－	－	1	－	－	－
野 菜 ・ 果 物	12	1	3	1	2	1	1	3	－
そ う ざ い	12	3	2	5	－	1	－	－	1
パ ン	11	－	3	6	－	1	－	1	－
乳 製 品	2	－	－	2	－	－	－	－	－
乳 類	2	－	－	－	1	－	1	－	－
清 涼 飲 料 水	3	－	1	－	2	－	－	－	－
冷 凍 食 品	3	－	1	－	－	1	－	－	1
そ の 他 の 食 品	18	1	6	4	－	2	1	3	1
食 品 以 外	50	－	－	－	1	5	－	1	43

3 食品一斉監視

気温が高く食品が傷みやすい夏期や、食品等の流通量が増加する年末の時期に、食中毒対策や食品表示が適切に実施されるよう、製造施設、大量調理施設、大規模販売店等に対する監視指導を集中的に実施した。

(1) 食品、添加物等の夏期一斉監視

① 実施期間

令和6年7月1日（月）から7月31日（水）まで

② 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視（延べ 5,025 施設）及び食品表示に関する監視（延べ 680 施設）を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査（221 検体）及び食品表示法に基づく収去検査（21 検体）を実施した。

監視及び収去検査の結果、12 件の食品衛生法の違反及び 13 件の食品表示法の違反を発見し、販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	3,215	8	8
食品衛生法の届出を要する施設	1,810	2	2
合計	5,025	10	10

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	541	11	11
食品衛生法の届出を要する施設	139	2	2
合計	680	13	13

【収去検査結果】

	食品衛生法		食品表示法	
	検査検体数	規格基準違反件数	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	219	2	21	－
輸入品	2	－	－	－
合計	221	2	21	－

(2) 食品、添加物等の年末一斉監視

① 実施期間

令和6年12月1日(日)から12月31日(火)まで

② 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視(延べ4,266施設)及び食品表示に関する監視(延べ512施設)を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査(108検体)及び食品表示法に基づく収去検査(18検体)を実施した。

監視及び収去検査の結果、10件の食品衛生法の違反及び20件の食品表示法の違反を発見し、販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,450	5	5
食品衛生法の届出を要する施設	1,816	5	5
合計	4,266	10	10

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	334	12	12
食品衛生法の届出を要する施設	178	8	8
合計	512	20	20

【収去検査結果】

	食品衛生法		食品表示法	
	検査検体数	規格基準違反件数	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	103	－	13	－
輸入品	5	－	5	－
合計	108	－	18	－

第4目 収去等検査

1 一般食品等

品名	5 年度 検査 検体 数	6 年度 検査 検体 数	理化学検査																
			検査件数												不適件数				
			5 年度 総 数	6 年度 総 数	東	博 多	中央	南	城南	早 良	西	食 検	食 肉	5 年度 総 数	6 年度 総 数	東	博 多	中央	南
令和5年度総数	2,504		1,470		72	118	114	32	23	36	32	186	857	3		-	-	1	-
令和6年度総数		2,435		1,486	79	111	98	44	36	31	27	194	866		4	-	-	-	-
魚介類	219	223	84	85	9	13	13	9	2	4	3	32	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	小計	15	18	10	9	1	3	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	無加熱摂取冷凍食品	4	3	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	7	9	7	8	1	2	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	161	160	76	80	17	21	22	7	3	4	5	1	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品	1,136	1,022	880	890	5	7	4	1	-	4	3	-	866	1	3	-	-	-	-
乳	4	4	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品	1	5	1	3	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	48	60	6	6	-	1	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	162	180	52	54	12	8	11	10	5	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品	424	420	224	225	15	17	11	4	7	4	6	161	-	2	1	-	-	-	-
菓子類	177	186	54	61	7	17	17	4	10	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	42	68	12	10	2	2	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒精飲料	16	12	16	12	1	4	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	33	24	30	24	3	9	4	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	55	42	15	17	7	5	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ	-	8	-	8	-	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

					微生物学的検査																								
不適件数					検査件数												不適件数												
城南	早良	西	食検	食肉	5 年度 総数	6 年度 総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	5 年度 総数	6 年度 総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉			
-	-	-	1	1	1,034		117	188	189	127	185	91	100	37	-	1		-	1	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	1	3		949	117	200	202	124	64	93	104	45	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	135	138	17	15	13	19	5	12	12	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	5	9	-	6	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	4	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	85	80	14	15	17	13	3	3	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	3	256	132	10	41	39	10	3	8	21	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	42	54	7	9	12	8	3	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	110	126	18	38	16	14	14	21	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	1	-	200	195	25	33	42	23	18	20	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	123	125	13	23	31	22	12	14	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	30	58	9	13	22	4	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	3	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	40	25	4	6	8	4	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

2 乳

(1) 乳処理量

令和6年度

区 分	瞬間殺菌			75℃以上			63℃～65℃			その他の乳
	牛 乳	加 工 乳		牛 乳	加 工 乳		牛 乳	加 工 乳		
		乳脂肪分 3 %以上	乳脂肪分 3 %未満		乳脂肪分 3 %以上	乳脂肪分 3 %未満		乳脂肪分 3 %以上	乳脂肪分 3 %未満	
5 年度計	26,877	-	-	5,168	-	-	-	-	-	1,929
6 年度計	27,303	-	-	3,712	-	-	-	-	-	1,742

(単位 : kl)

(2) 乳の収去検査 (再掲)

令和6年度

		乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査														乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査												
		検査検体数			微生物学的検査検体数			理化学検査検体数				不適検体数	不適理由（延数）							検査検体数								検査項目数 （延べ）
					総数	細菌数	大腸菌群	総数	残留農薬	動物用医薬品	無脂乳固形分		乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	残留農薬	動物用医薬品	総数	カンピロバクター	サルモネラ	ブドウ球菌	トキシソレン	ブ	残留農薬	動物用医薬品	
生乳	乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	
成分調整牛乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
低脂肪牛乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無脂肪牛乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
加工乳	乳脂肪分 3％以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳脂肪分 3％未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	

第5目 食中毒（令和6年度）

1 原因食品別発生状況

	計	生食用魚介類	飲食店等の料理	不明
件数	38	11	17	10
患者数	311	12	287	12
死者数	-	-	-	-

2 病因物質別発生状況

	計	アニサキス	カンピロバクター	ノロウイルス	サルモネラ菌	クサア	腸管出血性大腸菌	ウェルシュ菌	その他の細菌
件数	38	14	10	8	1	1	2	1	1
患者数	311	15	26	200	28	5	5	31	1
死者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 原因施設別発生状況

	計	飲食店	事業場給食施設	販売店	製造所	家庭	不明
件数	38	22	2	2	1	1	10
患者数	311	153	45	3	97	1	12
死者数	-	-	-	-	-	-	-

4 月別発生状況

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	38	6	1	5	3	1	1	3	4	2	2	3	7
患者数	311	51	28	11	3	3	1	4	5	20	111	42	32
死者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5 令和6年度食中毒発生状況

番号	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考	保健所
1	4月6日	福岡市(中央区)	2	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
2	4月11日	福岡市(博多区)	不明	1	-	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		博多
3	4月13日	福岡市(早良区)	1	1	-	ごまサバ茶漬け	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	早良
4	4月18日	福岡市(西区)	94	45	-	シジミの醤油漬け	ノロウイルス	ノロウイルス(G I, G II)	飲食店	飲食店	営業停止1日間	中央
5	4月23日	福岡市(早良区)	不明	1	-	不明	その他の細菌	プレシオモナス・シゲロイデス	不明	不明		早良
6	4月27日	福岡市(博多区)	不明	2	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター属菌	不明	不明		博多
7	5月31日	福岡市(中央区)	35	28	-	不明(当該施設が令和6年5月31日及び6月1日に提供した食事(食べ放題コース))	サルモネラ属菌	サルモネラ属菌(O3, 10)	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
8	6月1日	福岡市(南区)	6	3	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	南
9	6月3日	福岡市(中央区)	1	1	-	サーモン、ブリ、マダイ、ヤズ、ヒラゴ又はスズキの刺身	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	中央
10	6月5日	福岡市(南区)	1	1	-	ヒラメ、カツオ若しくはアジの刺身又はヒラメ若しくはイカの寿司	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
11	6月12日	福岡市(中央区)	不明	1	-	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		中央
12	6月27日	福岡市(中央区)	5	5	-	不明(当該施設が令和6年6月27日に提供した食事)	クドア	クドア・セブテン・ブククタータ	飲食店	飲食店		中央
13	7月2日	福岡市(東区)	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター属菌	不明	不明		福岡市(東)
14	7月23日	福岡市(東区)	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター属菌	不明	不明		福岡市(東)
15	7月28日	福岡市(城南区)	1	1	-	マグロ、ホタテ、イワシ、サーモン、イカ、カニミソ、ノドグロ、ニシン、ヒラメ又はタイの寿司	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	福岡市(博多)
16	8月17日	兵庫県姫路市	8	3	-	不明(当該施設が令和6年8月14日(水)に提供した食事)	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌O157(VT2)	飲食店	飲食店	営業停止1日間	福岡市(博多)
17	9月14日	福岡市(東区)	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター属菌	不明	不明		福岡市(東)
18	10月6日	福岡市(博多区)	不明	2	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ及びコリ	不明	不明		福岡市(博多)
19	10月16日	福岡市(博多区)	1	1	-	10月15日に当該施設が提供した寿司	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	福岡市(博多)
20	10月25日	福岡市(博多区)	1	1	-	10月24日に当該施設が提供した寿司又は刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	福岡市(博多)
21	11月12日	福岡市(中央区)	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター属菌	不明	不明		福岡市(中央)
22	11月13日	福岡市(早良区)	2	1	-	サバの刺身	アニサキス	アニサキス	家庭	家庭		福岡市(早良)
23	11月13日	佐賀県佐賀市	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	福岡市(中央)
24	11月21日	福岡市(南区)	4	2	-	不明(当該施設が令和6年11月17日に提供した食事)	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌O157(VT2)	飲食店	飲食店	営業停止1日間	福岡市(中央)
25	12月10日	福岡市(早良区)	5	3	-	不明(当該施設が令和6年12月8日に提供した食事)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ及びコリ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	福岡市(中央)
26	12月14日	福岡市(東区)	30	17	-	不明(当該施設が令和6年12月13日(金)に提供したコース料理)	ノロウイルス	ノロウイルスG II	飲食店	飲食店	営業停止1日間	福岡市(博多)
27	1月21日	佐賀県佐賀市	121	97	-	不明(当該施設が令和7年1月20日～23日に製造した配達弁当)	ノロウイルス	ノロウイルスG I.1	製造所	事業場食堂又は居室(事業所等)	営業禁止	福岡市(博多)
28	1月25日	福岡市(西区)	51	14	-	不明(保育所給食)	ノロウイルス	ノロウイルスG II.4	事業場給食施設(保育所)	事業場食堂又は居室(保育所)	指導票交付	福岡市(西)
29	2月7日	福岡市(博多区)	22	7	-	不明(当該施設が令和7年2月5日に提供したコース料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	福岡市(博多)

番号	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考	保健所
30	2月17日	福岡県太宰府市及び高知県高知市	4	4	-	不明(当該施設が令和7年2月15日に提供した食事)	ノロウイルス	ノロウイルスGⅡ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	福岡市(中央)
31	2月22日	福岡市(東区)	116	31	-	不明(当該給食施設で調理された食事)	ウエルシュ菌	ウエルシュ菌(エンテロトキシン産生型)	事業場給食施設(老人ホーム)	事業場食堂又は居室(老人ホーム)	営業停止1日間	福岡市(東)
32	3月6日	福岡市(南区)	2	2	-	刺身(マグロ、イカ、タイ、ブリ、サーモン、サワラ)及びサバ寿司(マサバ)	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	福岡市(南)
33	3月14日	福岡市(博多区)	6	6	-	不明(当該施設が令和7年3月12日及び13日に提供した食事)	ノロウイルス	ノロウイルスGⅡ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	福岡市(中央)
34	3月16日	福岡県糟屋郡	16	8	-	不明(当該施設が令和7年3月15日に提供したコース料理)	ノロウイルス	ノロウイルスGⅡ.17、GⅠ.3	飲食店	飲食店	勧告書	福岡市(東)
35	3月17日	福岡市(南区)	78	9	-	不明(当該施設が令和7年3月16日に提供したコース料理)	ノロウイルス	ノロウイルスGⅠ、GⅡ	飲食店	飲食店	勧告書	福岡市(博多)
36	3月19日	福岡市(早良区)	不明	1	-	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		福岡市(早良)
37	3月21日	福岡市(博多区)	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	福岡市(中央)
38	3月31日	福岡市(西区)	11	5	-	不明(当該施設が令和7年3月28日に提供した食事)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	福岡市(西)
計				311	-							

令和6年7月1日の福岡市保健所開設に伴い、同日以降の保健所名を「福岡市(衛生課名)」へ変更している。

第6目 措置・処分

1 行政処分等

(1) 食品衛生法の許可を要する施設（令和3年5月31日までに許可を受けたもの）

業 種 別	総数												告 発	営業禁止、停止							
	5 年 度 総 数	6 年 度 総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数		東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	
令 和 5 年 度 総 数	102		17	13	20	4	2	17	11	4	14	-	5	-	1	2	-	-	2	-	
令 和 6 年 度 総 数		146	12	50	16	3	8	8	7	5	37	-	2	-	1	1	-	-	-	-	
飲 小 計	69	91	10	44	12	3	8	8	6	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	
食 一般食堂・レストラン	44	49	7	20	8	1	3	8	2	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	
店 仕出し・弁当	17	19	1	6	3	2	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旅 館	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	8	22	2	18	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓 子 製 造 業	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚 介 類 販 売 業	9	9	1	4	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚 介 類 せ り 売 り 営 業	4	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の冷凍または冷蔵業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰・びん詰食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
喫 茶 店 営 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
あ ん 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 類 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 肉 処 理 業	14	37	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 肉 販 売 業	1	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 肉 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マーガリン・ショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
み そ 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
醤 油 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
酒 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆 腐 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
め ん 類 製 造 業	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ う ざ い 製 造 業	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添 加 物 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 食品衛生法の許可を要する施設（令和3年6月1日以降に許可を受けたもの）

業 種 別	総数											告 発	営業禁止、停止							
	5 年 度 総 数	6 年 度 総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉		総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
令和５年度総数	124		9	18	24	11	5	21	10	13	13	-	8	-	2	5	-	-	1	-
令和６年度総数		296	33	131	31	25	13	15	15	18	15	-	11	1	4	5	1	-	-	-
飲 食 店 営 業	62	188	29	102	26	12	4	5	10	-	-	-	10	1	3	5	1	-	-	-
調理の機能を有する 自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	3	9	-	6	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	22	26	1	3	1	4	-	2	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	3	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	13	15	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	12	21	3	5	1	6	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	1	6	-	2	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	2	6	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	5	14	-	8	-	1	2	3	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

処分件数																			処分以外の措置件数										
廃棄等命令									その他の処分																				
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	9	16	19	11	5	20	10	13	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	285	32	127	26	24	13	15	15	18	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	178	28	99	21	11	4	5	10	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	6	1	1	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	1	3	1	4	-	2	1	14	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	3	5	1	6	2	2	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2	1	-	-	1	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	3	2	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	7	-	1	2	3	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 食品衛生法の営業届出を要する施設

業 種 別		総数											告 発	営業禁止、停止							
		5 年 度 総 数	6 年 度 総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉		総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
令和5年度総数		31		7	1	9	1	-	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度総数			56	5	32	7	2	1	2	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧許可 業種で あった 営業	魚介類販売業 （包装済みの魚介類のみの販売）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	食肉販売業 （包装済みの食肉のみの販売）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳類販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	氷雪販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売業	弁当販売業	1	18	-	17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	野菜果物販売業	4	3	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	米穀類販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コンビニエンスストア	1	3	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	百貨店、総合スーパー	14	12	1	5	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動販売機による販売業 （コップ式販売機（自動洗浄・ 屋内設置）を除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の食料・飲料販売業	5	15	2	8	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
製造・ 加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1 項の規定により規格が定められた 添加物の製造を除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農産保存食料品製造・加工業	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	調味料製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	精穀・製粉業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製茶業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の食料品製造・加工業	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記以 外のもの（改 正法による改 正後の法第68 条第3項にお いて準用され るものを含 む。）	行商	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	集団給食施設	6	3	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造、加工に限る。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの。 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

処分																			処分以外の措置										
廃棄等命令										その他																			
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	7	1	9	1	-	10	2	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	5	32	7	2	1	2	2	5	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	17	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	5	3	1	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	2	8	1	-	-	-	-	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-																												

2 違反食品等の措置（食品表示法違反を除く）

令和6年度

区 分			違反件数 ※			本 市 に お け る 措 置 状 況																	
			総 数	市内 に原因 があつたもの	市外 に原因 があつたもの	営業停止		改善報告書 等		返品・回収 指導		廃棄等命令		文書指導		口頭指導		文書通知		その他			
						市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品	市 内 品	市 外 品		
計			67	62	5	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	2	-	1	5	-	-		
違 反 内 容	異 物 混 入	異 硬 物 質	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
			規 格 基 準	使用 基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保存 基準	1		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	製造 基準	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	残留 基準	4		-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
	その他の 基準	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	成 分 規 格 市 指 導 基 準 そ の 他	成分 規格	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		市 指 導 基 準	61	60	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	-	-	1	1	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 食中毒を除く

区分			総数	食 品 別 件 数													
				魚介類	冷凍食品	魚介類加工品	魚肉ねり製品	肉・卵類及びその加工品	乳及び乳製品	菓子・パン類	清涼飲料水	めん類	そうざい	野菜・果物及び加工品	とうふ	弁当・調理パン	その他
計			67	8	－	2	－	4	－	9	1	5	25	2	－	11	－
違反内容	異物混入	異物硬質	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
		使用基準	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	規格	保存基準	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		製造基準	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		残留基準	4	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	基準	その他の基準	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		成分規格	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	市指導基準		61	8	－	2	－	－	－	9	1	5	24	1	－	11	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3 収去検査で発見した違反食品の内容

(1) 農薬 (1件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
オクラ	基準値を超える残留農薬(プロフラニド)を検出	食品衛生法 第13条第3項	食品衛生検査所	R6.7.8

(2) 動物用医薬品 (3件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法 第13条第2項	食肉衛生検査所	R6.5.20
豚の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(ドキシサイクリン)を検出	食品衛生法 第13条第2項	食肉衛生検査所	R6.6.20
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(ベンジルペニシリン)を検出	食品衛生法 第13条第2項	食肉衛生検査所	R6.7.17

第7目 講習会

1 食品衛生責任者実務講習会

	受講者数 合計	対面式		オンライン
		回数	受講者	受講者
計	2,696	20	328	2,368
東	324	7	128	196
博多	528	4	179	349
中央	915	－	－	915
南	174	6	6	168
城南	161	1	2	159
早良	281	2	13	268
西	313	－	－	313
(外数) 福岡市 食品衛生協会	299			

※ 令和5年度からは公益社団法人福岡市食品衛生協会においても実施

2 食品衛生講習会（上記1以外）

	受講者数 合計	対面式		オンライン
		回数	受講者	受講者
計	1,620	40	902	718
東	50	1	1	49
博多	156	6	156	－
中央	306	16	306	－
南	262	4	249	13
城南	51	－	－	51
早良	28	2	28	－
西	347	4	87	260
食品衛生検査所	403	4	58	345
食肉衛生検査所	17	3	17	－
(外数) 福岡市 食品衛生協会	65			

3 食品衛生責任者養成講習会

実 施 年 度	認 定 者 数	実 施 年 度	認 定 者 数
平成 1 0 年度	1, 183	平成 2 4 年度	2, 676
平成 1 1 年度	1, 323	平成 2 5 年度	2, 668
平成 1 2 年度	1, 230	平成 2 6 年度	2, 614
平成 1 3 年度	1, 727	平成 2 7 年度	2, 673
平成 1 4 年度	1, 530	平成 2 8 年度	2, 736
平成 1 5 年度	1, 555	平成 2 9 年度	2, 753
平成 1 6 年度	1, 963	平成 3 0 年度	2, 812
平成 1 7 年度	1, 894	令和 元年度	2, 613
平成 1 8 年度	2, 070	令和 2 年度	2, 676
平成 1 9 年度	2, 015	令和 3 年度	3, 567
平成 2 0 年度	2, 332	令和 4 年度	2, 353
平成 2 1 年度	2, 342	令和 5 年度	2, 625
平成 2 2 年度	2, 568	令和 6 年度	2, 736
平成 2 3 年度	2, 492	総 数	98, 097

※ 平成 18 年度からは公益社団法人福岡市食品衛生協会において実施

※ 総数は、昭和 48 年度からの認定者数

※ 令和 3 年度から e ラーニング開始

第8目 調査研究

食品衛生行政に携わる市職員の情報共有及び資質の向上を目的として食品衛生研究発表会を実施した。発表部門及び題名は次のとおりである。

		発表演題	発表者所属
食品衛生監視 員協議会発表 選考部門	1	システム入力は RPA へお任せ ～RPA 導入で生産性向上～	保健医療局保健所地域衛生部 博多衛生課
	2	アジア系外国人に向けた食品衛生に関する 啓発の取組み	保健医療局保健所地域衛生部 南衛生課
	3	市販鶏肉におけるカンピロバクター汚染率の 季節変動	保健医療局保健所地域衛生部 城南衛生課
	4	高校生を対象とした課題検討型リスクコミュ ニケーション ～若年層への効果的な啓発&課題解決の両方 を叶える新たなアプローチ～	保健医療局生活衛生部 食品衛生検査所

第9目 バザー開設届件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東	6	7	35	110	131
博多	5	7	19	77	88
中央	4	3	25	63	66
南	7	7	57	131	150
城南	2	2	22	50	59
早良	3	6	33	101	118
西	3	3	26	79	92
合計	30	35	217	611	704

第 10 目 監視員等研修

1 本市が実施した研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
6/6	新任食品衛生監視員研修会	17
7/5	食品衛生研究発表会	33
8/22、23	新任食品衛生監視員技術研修会	14
5/8、9/5、10/3、 1/16、2/28	アニサキス寄生実態調査	32
10/25	食品衛生監視員有毒魚介類講習会	12
2/18、19	外部講師を招いた食中毒疫学調査研修	18

2 外部研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
6/11、12	食品安全行政講習会（厚生労働省）	1
6/13	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 （厚生労働省）	1
6/10～7/5	食肉衛生検査研修（国立保健医療科学院）	1
7/11、12	都道府県等食品表示担当者研修（消費者庁）	2
7/26	FDSC 食品衛生精度管理セミナー（食品薬品安全セミナー）	1
8/30	九州地区食品衛生監視員協議会研修会 （九州地区食品衛生監視員協議会）	3
10/22～10/24	H A C C P に係る助言等を行う食品衛生監視員の養成講習会、対米及び対 EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養成講習会（南部：宮崎県）	4
10/24、25	全国食品衛生監視員研修会 （厚生労働省、全国食品衛生監視員協議会）	3
1/23	食肉及び食鳥肉衛生技術研修（厚生労働省）	2
1/24	食肉及び食鳥肉衛生研究発表会（厚生労働省）	2
1/23、24	北部九州食中毒疫学調査研修会（佐賀県）	2
2/19～2/21	H A C C P に係る助言等を行う食品衛生監視員の養成講習会、対米及び対 EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養成講習会（北部：福岡県）	5
2/25、26	南部九州食中毒疫学調査研修会（熊本県）	2
3/5、6	地方公共団体等食品安全担当職員研修会 （消費者庁・内閣府食品安全委員会）	3
3/5～3/7	食中毒疫学研修会（NPO 法人岡山健康医学研究会）	2

第2項 鮮魚市場・青果市場における安全確保

第1目 概況

食品衛生検査所は、市場の監視のため、鮮魚市場、青果市場内に各々施設を設け、職員を配置して市場の安全確保に努めている。

【食品衛生監視、検査】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係	1 鮮魚市場内の巡回指導及び収去 (全開場日：年間 270 日、毎日 8:00～、毎週 0:00～、必要に応じて 6:00～) 有毒魚介類の排除、食品等の衛生的取扱い指導、食品表示の確認、収去 2 鮮魚介類等の検査 (1) 市場内魚介類の収去検査 ・生食用魚介類の細菌検査、養殖魚の動物用医薬品検査等 (2) 市場内衛生確保のための検査 ・市場内使用水の検査 ・市場内食品冷却用水の検査 (3) 調査研究 ・アニサキス寄生実態調査 3 食品取扱施設の衛生指導 輸出水産食品取扱施設等の立ち入り、食品衛生監視票を用いた監視
青果市場係	1 青果市場内の巡回指導及び収去 (全開場日：年間 246 日、毎日：8:00～、月 1～2 回：6:00～) 有毒植物、カビ・腐敗のある青果物の排除、食品等の衛生的取扱い指導、食品表示の確認、収去 2 青果物の検査 (1) 市場内青果物の収去検査 ・残留農薬、防ばい剤（食品添加物） ・市場内で流通量が多く、かつ、生食用に供されるもの、過去の法違反及び農薬の検出頻度の高いものなどに重点をおいて、年間 161 検体を実施 ・残留農薬検査では、1 検体につき最大 240 項目 (2) 調査研究 ・果実類の規格基準の改定に伴う残留農薬の部位別検出値に関する調査

【事業者支援】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係	1 HACCP支援 (1) 講習会（全1回、延べ30名） ・フグ等有毒魚講習会 (2) 衛生管理計画運用の支援（42施設） ・有毒魚の最新情報や市民感謝デーでの注意事項の周知、業種別手引書の活用にあたって助言等を実施 (3) 衛生管理に関する確認・改善指導 ・ふきとり検査(当所独自の評価基準によるランク別評価)(37施設) ・食品等の苦情・相談対応(2件)
青果市場係	1 HACCP支援 (1) 講習会（全2回、28名） (2) 衛生管理計画運用の支援（34施設） (3) 衛生管理に関する確認・改善指導（34施設） ・ふきとり検査（当所独自の評価基準によるランク別評価） ・食品等の苦情・相談対応(8件) 2 生産者の農薬適正使用の推進 (1) 出荷前残留農薬検査（市内産・市外産） ・福岡市農産物の安全・安心推進事業、青果市場活性化事業の取組みに協力し、年間計79検体を実施 ・防除記録に記載のない農薬や残留基準値を超過する農薬の検出時等には、原因調査を依頼 (2) 出荷前残留農薬検査成績書の様式の工夫 ・生産者が使用した農薬の検出状況一覧、過去の法違反事例をもとに、農薬散布器具の適切な洗浄、農薬容器のラベル確認の徹底をコラムで掲載

【広報、リスクコミュニケーションほか】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係・青果市場係	1 検査所のホームページや業務概要など広報に関すること (1) 検査所のホームページ ・検査結果速報や日々の市場の様子の掲載（月1回以上更新） (2) 業務概要 ・令和5年度食品衛生検査所業務概要 発行（令和6年12月） 2 検査所における食の安全確保に向けた取組説明 (1) 食品衛生月間行事（令和6年8月1日～8月3日、延べ160名） (2) 高校生を対象とした課題検討型リスクコミュニケーション（課題解決案の実施）（1回、15名） (3) 施設見学・講習会等 ・消費者向け施設見学等（28回、1765名） ・事業者・行政等向け講習会、視察への対応等（13回、123名）

第2目 監視活動状況

鮮魚市場・青果市場（食品表示法違反を除く）

業 種 別			市 場 合 計							
			対象 施設数	監視 施設数	違反等の状況					
					法令違反			その他		
					口頭 指導	文書 指導	その他の 措置	口頭 指導	文書 指導	その他の 措置
合 計			152	33,751	16	—	1	—	11	—
旧食品衛生法による許可施設	計		14	3,546	3	—	—	—	2	—
	飲食店	一食・レストラン	—	—	—	—	—	—	—	—
		仕出し・弁当	—	—	—	—	—	—	—	—
		旅館を除くその他	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業		11	2,916	1	—	—	—	1	—
	魚 介 類 せ り 売 営 業		1	315	2	—	—	—	1	—
	食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	喫 茶 店 営 業		1	—	—	—	—	—	—	—
	氷 雪 製 造 業		1	315	—	—	—	—	—	—
新食品衛生法による許可施設	計		48	11,145	9	—	—	—	9	—
	魚 介 類 販 売 業		39	10,574	9	—	—	—	5	—
	魚介類競り売り営業		1	315	—	—	—	—	2	—
	水 産 製 品 製 造 業		4	—	—	—	—	—	2	—
	そ う ざ い 製 造 業		2	—	—	—	—	—	—	—
	冷 凍 食 品 製 造 業		1	—	—	—	—	—	—	—
	食 品 の 小 分 け 業		1	256	—	—	—	—	—	—
（含）新法届出し届施設	計		90	19,060	4	—	1	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業 （ 包 装 済 み ）		4	945	—	—	—	—	—	—
	食 肉 販 売 業 （ 包 装 済 み ）		1	315	—	—	—	—	—	—
	乳 類 販 売 業		2	—	—	—	—	—	—	—
	冷 凍 冷 蔵 倉 庫 業		4	317	—	—	—	—	—	—
	コップ式自動販売機		3	—	—	—	—	—	—	—
	食 品 販 売 業		39	8,662	4	—	—	—	—	—
	野 菜 果 物 販 売 業		36	8,821	—	—	1	—	—	—
	そ の 他		1	—	—	—	—	—	—	—

(対象施設数は令和7年3月末時点)

鮮 魚 市 場								青 果 市 場							
対象 施設 数	監視 施設数	違反等の状況						対象 施設 数	監視 施設数	違反等の状況					
		法令違反			その他					法令違反			その他		
		口頭 指導	文書 指導	その 他の 措置	口頭 指導	文書 指導	その 他の 措置			口頭 指導	文書 指導	その 他の 措置	口頭 指導	文書 指導	その 他の 措置
116	24,930	16	—	—	—	11	—	36	8,821	—	—	1	—	—	—
14	3,546	3	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	2,916	1 ※1	—	—	—	1 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	315	2 ※1	—	—	—	1 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	315	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	11,145	9	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	10,574	9 ※1	—	—	—	5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	315	—	—	—	—	2 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	2 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	256	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	10,239	4	—	—	—	—	—	36	8,821	—	—	1	—	—	—
4	945	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	315	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	317	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	8,662	4 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	36	8,821	—	—	1 ※3	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

違反等内訳

※1 衛生的取扱 16件 ※3 成分規格 1件

※2 取扱注意 11件

第3目 検査件数

1 鮮魚市場

<検査総数>

区分	検体数	延べ 検査 項目数	微生物学的検査									
			検体数	項目数	細菌数	大腸菌群	E.coli 最確数	腸炎 ビブリオ 最確数	腸炎 ビブリオ 直接法	ビブリオ 属菌	黄色 ブドウ 球菌	クドア・ セブテン ブク タータ
総計	692	1,756	225	831	218	210	8	44	194	150	—	7

<収去検査>

計	71 (0)	638 (0)	45 (0)	159 (0)	38 (0)	30	8 (0)	38 (0)	38	—	—	7
海水魚 ※1	17 (0)	470 (0)	7	7	—	—	—	—	—	—	—	7
生食用 鮮魚介類	30 (0)	120 (0)	30 (0)	120 (0)	30	30	—	30 (0)	30	—	—	—
生カキ (生食用)	8 (0)	32 (0)	8 (0)	32 (0)	8 (0)	—	8 (0)	8 (0)	8	—	—	—
貝類 ※2	14 (0)	14 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚のミン チ・魚介類 加工品	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

<施設の監視指導に係る食品等検査>

計	486	960	174	648	174	174	—	—	150	150	—	—
水及び氷	336	360	24	48	24	24	—	—	—	—	—	—
施設の ふきとり等	150	600	150	600	150	150	—	—	150	150	—	—

<調査研究等>

計	128	131	1	4	1	1	—	1	1	—	—	—
相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アニサキス 寄生実態調 査	127	127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の 調査研究	1	4	1	4	1	1	—	1	1	—	—	—

<依頼検査（保健所等）>

計	7	27	5	20	5	5	—	5	5	—	—	—
---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---

（ ）内は食品衛生法違反の件数

※1 生食用鮮魚介類を除く

※2 生食用鮮魚介類の貝類、生カキ（生食用）を除く

その他、信頼性確保について外部精度管理1項目、内部精度管理6項目、妥当性評価30項目を実施。

理化学検査						
検体数	項目数	動物用医薬品	ヒスタミン	麻痺性貝毒	フグ毒	残留塩素
352	798	463	2	14	7	312

その他の検査					
検体数	項目数	アニサキス虫体検出	アニサキス種同定PCR	異物同定	魚種鑑別
127	127	115	12	0	—

33 (0)	479 (0)	463 (0)	2	14 (0)	—	—
17 (0)	463 (0)	463 (0)	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
14 (0)	14 (0)	—	—	14 (0)	—	—
2	2	—	2	—	—	—

—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

312	312	—	—	—	—	312
312	312	—	—	—	—	312
—	—	—	—	—	—	—

—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

127	127	115	12	0	—
—	—	—	—	—	—
127	127	115	12	—	—
—	—	—	—	—	—

7	7	—	—	—	7	—
---	---	---	---	---	---	---

—	—	—	—	—	—
---	---	---	---	---	---

2 青果市場

<検査総数>

区 分		理化学検査					
		検体数	延べ検査 項目数	残留農薬		防ばい剤	
				検体数	項目数	検体数※	項目数
総 計		324	68,282	324	68,231	9	51
国 産	小 計	215	49,678	215	49,678	—	—
	野 菜	185	42,740	185	42,740	—	—
	果 実	30	6,938	30	6,938	—	—
輸 入	小 計	25	5,826	25	5,775	9	51
	野 菜	10	2,305	10	2,305	—	—
	果 実	15	3,521	15	3,470	9	51
調査研究等合計		84	12,778	84	12,778	—	—

※防ばい剤については、残留農薬検査の検体の一部で重複して実施している。

<収去検査>

収去検査合計		161 (1)	37,225 (1)	161 (1)	37,174 (1)	9 (0)	51 (0)
国 産	小 計	136 (1)	31,399 (1)	136 (1)	31,399 (1)	—	—
	野 菜	109 (1)	25,153 (1)	109 (1)	25,153 (1)	—	—
	果 実	27 (0)	6,246 (0)	27 (0)	6,246 (0)	—	—
輸 入	小 計	25 (0)	5,826 (0)	25 (0)	5,775 (0)	9 (0)	51 (0)
	野 菜	10 (0)	2,305 (0)	10 (0)	2,305 (0)	—	—
	果 実	15 (0)	3,521 (0)	15 (0)	3,470 (0)	9 (0)	51 (0)

() 内は食品衛生法違反の件数

※防ばい剤については、残留農薬検査の検体の一部で重複して実施している。

<出荷前検査>

その他の検査合計		79	18,279	79	18,279	—	—
農作物の安全・安心推進事業 (市内産出荷前検査)	小 計	70	16,194	70	16,194	—	—
	野 菜	67	15,502	67	15,502	—	—
	果 実	3	692	3	692	—	—
青果市場活性化事業 (市外産出荷前検査)	小 計	9	2,085	9	2,085	—	—
	野 菜	9	2,085	9	2,085	—	—
	果 実	0	0	0	0	—	—

<調査研究等>

調査研究等	84	12,778	84	12,778	—	—
-------	----	--------	----	--------	---	---

<施設の監視指導に係る食品等検査>

区 分	微生物学的検査	
	検体数	延べ検査 項目数
施設のふきとり等	36	72

第3項 食肉の安全確保

第1目 概況

食肉衛生検査所では、安全で衛生的な食肉を確保するため、「疾病の排除」、「と畜場内の衛生管理」及び「残留有害物質の排除」の3つを検査体制の柱として、業務を実施している。

1 疾病の排除

(1) と畜検査頭数

と畜検査頭数は142,039頭で前年度と比べて5,867頭(4.3%)増加した。牛が28,172頭で前年度と比べて1,981頭(7.6%)増加、とく(12ヶ月齢未満の牛)が9頭で2頭(1.8%)減少、豚が113,858頭で3,888頭(3.5%)増加した。

(2) 病畜・切迫とさつ

病畜として検査した獣畜は529頭で前年度と比べて60頭(10.2%)減少した。牛が524頭で前年度と比べて58頭(10.0%)減少、とくが5頭で2頭(28.6%)減少した。

切迫とさつ獣畜の搬入はなかった。

(3) 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査

生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛を対象に検査を実施した。検査頭数は7頭で、結果は全て陰性であった。

(4) 精密検査

精密検査頭数は211頭(牛87頭、豚124頭)で前年度と比べて1頭増加した。病類別では、牛では牛伝染性リンパ腫での精密検査件数が最も多く、次いで敗血症が多かった。豚では敗血症での精密検査件数が最も多く、次いで膿毒症が多かった。

(5) 処分状況

とさつ解体禁止頭数は32頭(牛15頭、豚17頭)であった。牛のとさつ解体禁止理由は、とさつ前死亡が10頭、高度の黄疸が3頭、尿毒症が1頭、熱性諸症が1頭であった。豚のとさつ解体禁止理由は、とさつ前死亡が17頭であった。

全部廃棄頭数は185頭(牛74頭、豚111頭)で前年度と比べて5頭増加した。また、一部廃棄頭数は93,311頭で9,928頭減少し、一部廃棄件数は144,379件で20,063件減少した。

2 と畜場内の衛生管理

(1) 外部検証

と畜場や併設食肉処理場の巡回監視(現場検査)を317回、記録検査を12回実施した。また、枝肉の切り取り検査(細菌検査)等を行った。これらの結果は市場関係者に通知し、指導を行った。

(2) 牛生体の体表汚れ調査

衛生的な牛生体の搬入を目的として、搬入された牛生体の体表汚れ調査を行い、その結果を市場関係者に情報提供した。

(3) 牛の消化管結紮率等調査

衛生的な牛の解体手技を確認するために、解体後検査時に食道及び直腸の結紮状況、十二指腸破れ状況を調査し、その結果を市場関係者に情報提供した。

3 残留有害物質の排除

(1) 残留動物用医薬品等検査

薬剤残留のおそれがある獣畜（病畜、起立不能畜、発育不良畜等）を対象に牛 461 頭、とく 11 頭、肉用豚 298 頭及び繁殖用豚 63 頭の計 833 頭についてスクリーニング検査を実施したところ、8 頭（牛 4 頭、肉用豚 2 頭、繁殖用豚 2 頭）が陽性であった。陽性畜については食品衛生法に基づく確認検査を実施した。その結果、牛 2 頭及び肉用豚 1 頭について腎臓で食品衛生法における残留基準値を超過していた。また、筋肉で食品衛生法における残留基準値を超過していたものは無かった。

(2) モニタリング検査

厚生労働省通知に基づき、主に福岡県産の健康畜牛 6 頭、豚 6 頭について動物用医薬品のモニタリング検査を実施した。結果は、すべて陰性又は基準値以下であった。

4 その他

(1) フィードバック（と畜検査データ還元）事業

福岡県家畜保健衛生所による生産者指導等の一助として、毎月、当検査所における福岡県内出荷者のと畜検査結果を家畜保健衛生所に送付するとともに、必要に応じて情報交換を行った。また、出荷頭数の多い出荷者等に対して、検査結果とともに疾病予防等に関する参考資料を送付し、健康な家畜の生産に寄与した（延べ 116 件）。さらに、診療獣医師に対し、必要に応じて検査結果のフィードバックを行った。

(2) 食品衛生法に基づく検査等の業務管理

検査等の信頼性を確保するため、「福岡市食品衛生検査施設業務管理要綱」に基づき、内部・外部精度管理及び内部点検を実施した。

(3) 大学等研究機関への協力

大学等研究機関からの検体の採材依頼があった場合、福岡食肉市場株式会社（当市場における卸会社）の了解を得たうえで、検体採材に協力した。

(4) 市民啓発事業

当市場の見学者に対し、食肉衛生検査所の業務説明を行うとともに、食の安全安心についてリスクコミュニケーションを行った。また、依頼に応じて出前講座を 2 回実施し、計 51 名の参加があった。

(5) 輸出肉衛生証明

本市と畜場でとさつ解体され、併設食肉処理場で処理された食肉について、以下の国・地域に対して輸出肉衛生証明書の交付を行った。

- ・香港
- ・マカオ
- ・タイ
- ・ミャンマー
- ・ベトナム

(6) 職員研修

当検査所職員を対象に以下の研修を実施した。

- ・新人研修（現場検査、関係法規、試験室検査法に関する各研修）
- ・事例研修（各臓器の病理、精密検査となる重要・希少症例について等）

第2目 検査業務

1 疾病の排除に関する検査

(1) 年度別と畜検査頭数

年度	計	牛	とく	豚	馬	めん羊	山羊
H27	161,028	23,463	36	137,529	—	—	—
H28	154,612	21,113	21	133,478	—	—	—
H29	154,563	21,722	15	132,826	—	—	—
H30	147,532	23,312	17	124,203	—	—	—
R1	152,251	23,341	12	128,898	—	—	—
R2	151,864	25,853	15	125,996	—	—	—
R3	151,445	27,831	10	123,604	—	—	—
R4	144,469	26,711	6	117,752	—	—	—
R5	136,172	26,191	11	109,970	—	—	—
R6	142,039	28,172	9	113,858	—	—	—

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(2) 月別と畜検査頭数

月	計	牛	とく	豚	馬	めん羊	山羊
R6年 4月	11,993	2,530	—	9,463	—	—	—
5月	11,302	2,313	—	8,989	—	—	—
6月	9,466	2,136	1	7,329	—	—	—
7月	11,805	2,669	1	9,135	—	—	—
8月	10,139	1,996	2	8,141	—	—	—
9月	11,070	2,266	—	8,804	—	—	—
10月	13,613	2,621	1	10,991	—	—	—
11月	12,619	2,579	—	10,040	—	—	—
12月	12,595	2,197	—	10,398	—	—	—
R7年 1月	12,622	2,359	3	10,260	—	—	—
2月	11,937	2,109	1	9,827	—	—	—
3月	12,878	2,397	—	10,481	—	—	—
年度計	142,039	28,172	9	113,858	—	—	—

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(3) 年度別精密検査頭数

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
精密検査頭数	201	274	290	256	210	211

(4) 病類別精密検査頭数

	計	牛	とく	豚
計	211 (185)	87 (74)	－ (－)	124 (111)
豚 丹 毒	2 (1)	－ (－)	－ (－)	2 (1)
膿 毒 症	24 (24)	5 (5)	－ (－)	19 (19)
敗 血 症	103 (91)	12 (7)	－ (－)	91 (84)
尿 毒 症	2 (－)	2 (－)	－ (－)	－ (－)
高度の黄疸	11 (5)	5 (1)	－ (－)	6 (4)
高度の水腫	3 (2)	3 (2)	－ (－)	－ (－)
全身性腫瘍	5 (4)	5 (4)	－ (－)	－ (－)
牛伝染性リンパ腫	54 (54)	54 (54)	－ (－)	－ (－)
白 血 病	2 (2)	1 (1)	－ (－)	1 (1)
中 毒 諸 症	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
サルモネラ症	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
抗 酸 菌 症	5 (2)	－ (－)	－ (－)	5 (2)

() は全部廃棄頭数

(5) 年度別処分状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
とさつ解体禁止頭数	41	18	29	32	26	32
全 部 廃 棄 頭 数	177	243	259	242	180	185
一 部 廃 棄 頭 数	113,968	109,325	114,050	107,709	103,239	93,311
一 部 廃 棄 件 数	179,083	172,261	182,037	170,238	164,442	144,379

2 と畜場内の衛生管理に関する検査

(1) 外部検証

① 巡回監視（現場検査）

	R4年度	R5年度	R6年度
巡 回 監 視 回 数	243	322	317

② 記録検査

	R4年度	R5年度	R6年度
記 録 検 査 回 数	14	12	12

③ 枝肉切り取り検査等

			R4年度	R5年度	R6年度
枝肉切り取り検査 検体数	牛枝肉	一 般 細 菌 数	60	60	60
		腸内細菌科菌群数	60	60	60
	豚枝肉	一 般 細 菌 数	45	25	65※
		腸内細菌科菌群数	45	25	65※
枝肉ふき取り検査 検体数	豚枝肉	一 般 細 菌 数	51	29	—
		腸内細菌科菌群数	51	13	—
設備等細菌検査検体数		一 般 細 菌 数	—	7	—
		腸内細菌科菌群数	—	7	—

※5検体については、不定期に実施したもの。

(2) 牛生体の体表汚れ調査頭数

	R4年度	R5年度	R6年度
汚 れ な し	25,698 (96.2%)	25,339 (96.7%)	27,562 (97.8%)
汚 れ 軽 度	830 (3.1%)	702 (2.7%)	447 (1.6%)
汚 れ 重 度	187 (0.7%)	155 (0.6%)	168 (0.6%)

(3) 牛の消化管結紮率等調査

	R4年度	R5年度	R6年度
食道結紮脱落なし	96.8%	98.0%	97.8%
十二指腸破れなし	93.9%	96.8%	96.3%
直腸結紮脱落なし	99.5%	99.7%	99.9%

3 残留有害物質の排除に関する検査

年度別検査頭数（１）＋（２）の計

年度	計	牛	とく	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
R1	1,343	582	11	50	700	－	－
R2	1,640	589	12	58	981	－	－
R3	1,611	475	7	50	1,079	－	－
R4	829	506	5	34	284	－	－
R5	839	525	11	44	259	－	－
R6	845	467	11	63	304	－	－

（１）残留動物用医薬品等検査

①年度別動物用医薬品検査頭数

年度	計	牛	とく	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
R1	1,303	562	11	50	680	－	－
R2	1,628	583	12	58	975	－	－
R3	1,599	469	7	50	1,073	－	－
R4	817	500	5	34	278	－	－
R5	827	519	11	44	253	－	－
R6	833	461	11	63	298	－	－

②令和6年度動物用医薬品検査結果

年度	計	牛	とく	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
陽性頭数 (スクリーニング検査)	8	4	－	2	2	－	－
腎臓廃棄数	3	2	－	－	1	－	－
枝肉廃棄数	－	－	－	－	－	－	－
推定検出薬剤	PC系	1	1	－	－	－	－
	TC系	3	－	－	1	2	－
	AG系	－	－	－	－	－	－
	CF系	1	1	－	－	－	－
	ML系	－	－	－	－	－	－
	その他	1	1	－	－	－	－

※推定検出薬剤には重複・不検出の場合あり

PC系：ペニシリン系、TC系：テトラサイクリン系

AG系：アミノグリコシド系、CF系：セフェム系、ML系：マクロライド系

(2) モニタリング検査

畜種	抗生物質 (抽出ディスク法)			動物用医薬品					
				一斉分析法※1			メタリン酸抽出試験法※2		
	検体数	陽性数		検体数	基準超過数		検体数	基準超過数	
		腎	筋肉		腎臓	筋肉		腎臓	筋肉
牛	6	－	－	6	－	－	3	－	－
豚	6	－	－	6	－	－	3	－	－
計	12	－	－	12	－	－	6	－	－

※1 一斉分析法

エリスロマイシン、チルミコシン、リンコマイシン、オルビフロキサシン、ジフロキサシン、ダノフロキサシン、ナリジクス酸、フルメキン、マルボフロキサシン、スルファクロビルリダジーン、スルファジアジーン、スルファジミジーン、スルファジメトキシ、スルファドキシ、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジーン、スルファメラジーン、スルファモメトキシ、オルメトロプリム、トリメトロプリム、ピリメタミン、イソプロチオラン、キシラジーン、トリクロルホン、プリフィニウム、フルニキシ、フルベンダゾール、R35475(フルベンダゾール代謝物)、マホラジーン、メクロフロミド、メンブトン、レバミゾール

※2 メタリン酸抽出試験法

アンピシリン、オキサシリン、フェノキシメチルペニシリン、ベンズルペニシリン、メシリナム、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、ドキシサイクリン、セファゾリン、エンロフロキサシン、シフロフロキサシン

第4項 食鳥肉の安全確保

第1目 概況

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（以下「食鳥検査法」という。）及び「食品衛生法」に基づき、次の業務を行った。

市内の認定小規模食鳥処理場（保健所長の認定を受けた「確認規程」に基づき、食鳥処理衛生管理者が異常の有無を確認することにより食鳥検査員の検査が省略される食鳥処理場）に対し、所轄の衛生課の食鳥検査員及び食品衛生監視員が監視指導等の業務を行った。

第2目 業務内容

1 食鳥処理事業の許認可、諸届等事務

2 食鳥検査法及び食品衛生法に基づく食鳥処理場及び営業施設の監視指導

認定小規模食鳥処理場に対し、毎月「確認規程」に基づく食鳥の疾病等に係る確認状況を報告させるとともに、定期的に施設の監視を行い、疾病鳥等の排除、施設の衛生管理、食鳥肉等の衛生的な取扱いについて指導した。

3 食品衛生法に基づく収去検査

食鳥処理場に付帯する食品衛生法による営業許可施設においては、同法に基づく食鳥肉等の収去を行い、微生物学的検査及び理化学検査を実施した。

第3目 監視結果等

1 令和6年度認定小規模食鳥処理場月別確認羽数

	確認羽数	全部廃棄	一部廃棄
計	47,992	-	-
令和6年 4月	3,855	-	-
5月	3,612	-	-
6月	3,233	-	-
7月	3,516	-	-
8月	3,740	-	-
9月	4,010	-	-
10月	4,363	-	-
11月	4,379	-	-
12月	4,462	-	-
令和7年 1月	4,119	-	-
2月	4,186	-	-
3月	4,517	-	-

2 食鳥処理業許可施設数

施設数	許可件数	廃止件数
9	-	1

3 食品衛生法及び食鳥検査法に基づく営業施設の監視指導

営業の形態	施設数	監視件数
飲食店	5	-
食肉販売業	4	2
計	9	2

4 食鳥肉等の収去検体数（再掲）

収去検体数		8	陽性数
検査項目数		15	
微生物学的	計	10	8
	生菌数	-	-
	大腸菌群	-	-
	黄色ブドウ球菌	-	-
	カンピロバクター	6	6
	サルモネラ属菌	4	2
	抗生物質	-	-
理化学	計	5	-
	動物用医薬品	5	-
	残留農薬	-	-

第5項 食品表示の適正化

第1目 概況

平成27年4月1日、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、食品表示法に基づき策定された食品表示基準は、食品衛生法由来の衛生事項、JAS法由来の品質事項及び健康増進法由来の保健事項で構成されている。

第4次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の施行により、品質事項に係る事務・権限の一部が平成28年4月1日に福岡県知事から福岡市長に移譲されたことから、品質事項に係る事務については、食品安全推進課が法の所管課として事務全般を行い、中央卸売市場における一部の事務は食品衛生検査所が行っている。

第2目 業務内容

本市で製造された食品や本市内を流通する食品の表示の適正化を図るため、食品表示法に基づき、以下の業務を行った。

1 立入検査

食品等事業者に対し、衛生事項で2,813件、品質事項で9件の立入検査等を実施した。

2 収去検査

食品等事業者に対し、275件の収去検査を実施したが、違反はなかった。

3 措置・処分

食品表示基準に違反した食品を販売した食品等事業者に対し、文書指導や口頭指導等必要な措置を行った。

4 食品表示に係る相談対応

食品等事業者等からの食品表示（衛生事項及び品質事項）に係る410件の相談に対応した。

5 研修

職員の食品表示法等に関する知識の向上を図るため、研修を実施するとともに、消費者庁等が行う研修に参加した。

6 関係機関との連携

九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。

第3目 監視指導等

1 食品表示法に基づく衛生事項の立入検査（再掲）

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
立入検査件数	2,813	262	257	870	180	73	91	121	852	107

2 食品表示法に基づく収去検査（再掲）

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
検体数	275	54	73	59	24	27	19	10	9	-

3 報告徴収及び物件提出

報告徴収		物件提出	
件数	違反件数	件数	違反件数
-	-	-	-

4 食品表示法に基づく一斉監視（再掲）

（1）夏期食品一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	541	11	11
食品衛生法の届出を要する施設	139	2	2
合計	680	13	13

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	21	-
輸入品	-	-
合計	21	-

（2）食品，添加物等の年末一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	334	12	12
食品衛生法の届出を要する施設	178	8	8
合計	512	20	20

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	13	－
輸入品	5	－
合計	18	－

5 食品表示基準違反の措置

(1) 衛生事項

令和6年度

			指導・処分の種類						
品目 区分	食品分類		計	回収等 命令	措置 命令	指示	文書 指導	口頭 指導	他自治体への 情報回付等
加工食品	農産加工食品	野菜加工品	10	－	－	－	4	6	－
		果実加工品	－	－	－	－	－	－	－
		めん・パン類	2	－	－	－	－	2	－
		穀類加工品	－	－	－	－	－	－	－
		菓子類	16	－	－	－	－	16	－
		豆類の調製品	1	－	－	－	－	1	－
		上記以外の農産加工食品	－	－	－	－	－	－	－
	畜産加工食品	食肉製品	4	－	－	－	－	4	－
		酪農製品	－	－	－	－	－	－	－
		加工卵製品	－	－	－	－	－	－	－
		上記以外の畜産加工食品	－	－	－	－	－	－	－
	水産加工食品	加工魚介類	20	－	－	－	－	20	－
		上記以外の水産加工食品	2	－	－	－	－	2	－
	その他の加工食品	調理食品	40	－	－	－	3	33	4
		飲料等	－	－	－	－	－	－	－
		上記以外その他の加工食品	3	－	－	－	－	3	－
小計		98	－	－	－	7	87	4	
生鮮食品	農産物		－	－	－	－	－	－	－
	畜産物		4	－	－	－	－	4	－
	水産物		5	－	－	－	－	5	－
	小計		9	－	－	－	－	9	－
合計			107	－	－	－	7	96	4

(2) 品質事項

令和6年度

		指導・処分の種類					
品目 区分	食品分類	計	措置命令	指示	文書指導	口頭指導	他自治体への 情報回付等
加工食品	農産加工食品	1	-	-	-	1	-
	畜産加工食品	-	-	-	-	-	-
	水産加工食品	1	-	-	-	1	-
	その他の加工食品	6	-	-	-	2	4
	小計	8	-	-		4	4
生鮮食品	農産物	-	-	-	-	-	-
	畜産物	-	-	-	-	-	-
	水産物	36	-	-	-	35	1
	小計	36	-	-	-	35	1
合計		44	-	-	-	39	5

第4目 食品表示に係る相談対応件数

令和6年度

食品区分		表示事項		
		衛生事項	品質事項	計
加工食品	一般用	169	195	364
	業務用	5	2	7
生鮮食品	一般用	17	16	33
	業務用	2	2	4
添加物	一般用	2		2
	業務用	-		-
合計		195	215	410

第5章 動物の愛護と管理

第1目 概 況

福岡市は、動物愛護管理に係る課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的として、実行すべき具体的な施策を体系的に定めた「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を令和4年4月に策定し、同計画に基づき、動物愛護の啓発、適正飼育の推進、猫問題対策、動物による危害や迷惑の防止などに取り組んでおり、令和元年度より目標のひとつである犬猫の実質的殺処分ゼロを継続している。

動物愛護管理センターの2ヶ所のセンターについては、その位置付けと役割を明確化し、東部動物愛護管理センターでは放浪犬の捕獲や犬・猫の引取りに関する相談、収容動物の譲渡、動物取扱業関係の手続きなどを行い、家庭動物啓発センターでは家庭動物の飼育相談や適正飼育に関する啓発・情報発信、地域猫活動等の飼い主のいない猫対策の支援並びに動物関係団体との共働事業などを行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を、集合注射会場延べ67会場及び動物愛護管理センターにおいて実施した。

上記会場以外での登録及び狂犬病予防注射については、飼い主の利便性を図るため、福岡市獣医師会加盟動物病院に犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付とこれに伴う手数料徴収事務を委託するとともに、各区保健福祉センター（西区を除く）においても、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行った。

令和5年3月1日から、マイクロチップが装着され、環境省へ登録された犬については、マイクロチップが狂犬病予防法における犬の鑑札とみなされる特例制度に参加した。

(2) 放浪犬の捕獲等

市民からの苦情に基づく放浪犬の捕獲や、市民が保護した迷い込み犬等の引取りを行った。

(3) 飼えなくなった犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを希望する飼い主に対しては、終生飼育・不妊去勢手術の必要性や、新しい飼い主を探すこと等を啓発指導し、適正飼育の意識向上に努めた上で、やむを得ないと判断される依頼についてのみ引取りを実施した。

(4) 負傷動物の保護収容

飼い主不明の負傷動物を収容し、必要に応じて応急処置を実施した。

なお、飼い主不明の負傷犬・猫の一時収容と応急処置を、土日祝日及び年末年始については一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、同獣医師会が実施する休日当番医にて対応した。また、夜間については福岡夜間救急動物病院へ委託して対応した。

(5) 飼い主指導

市民等から苦情のあった犬・猫等の飼い主には、適正な飼育管理について関係法令等に基づく指導等を行うとともに、犬のこう傷事故については、特に厳重な飼い主指導を行い再発防止に努めた。

また、動物愛護管理センターへ収容後、飼い主の判明した犬を返還する際には、飼い主に対し放し飼いの禁止、適正飼育等について指導を行い、条例に基づく勧告書を交付した。

犬の放し飼い等の苦情のあった公園等を動物愛護管理センター職員が巡回し、適正飼

育（犬のけい留等）を呼びかけ、迷惑及び事故の防止に努めた。また地域住民に糞・尿の放置禁止のプレート（はり札）を配布し、適正飼育の啓発を行った。

さらに、猫の飼い主の所有者明示の必要性を啓発するため、福岡市獣医師会が実施する「猫の繁殖制限・所有者明示推進事業」に対し補助金を交付し、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着費用の助成を行うとともに、「マイクロチップ装着推進事業」において、市民に対し補助金を交付し、マイクロチップ装着費用の助成を行った。

（６）収容犬・猫の譲渡

動物愛護管理センターに収容された犬猫のうち、飼い主へ返還されなかったものについては、その適性についての判定を行い、譲渡適性が認められる場合は、飼育希望者に譲渡した。譲渡の際には、適正飼育のための飼育環境調査及び譲渡前講習を実施した。

なお、成犬・成猫は、原則として全て、不妊去勢手術とマイクロチップの装着を実施した上で譲渡した。

（７）ミルクボランティア事業

動物愛護事業寄付金を活用し市民ボランティアによる、離乳前の子猫の哺育を実施し、哺育後に新たな飼い主へ譲渡した。

（実績 哺育頭数：子猫77頭、譲渡頭数：子猫74頭）

なお、哺育期間中の子猫の健康管理、哺育後6ヶ月齢に達した時点で実施する不妊去勢手術については、一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、実施した。

（８）動物愛護思想の普及啓発

①「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」の開催

広く市民に動物愛護と適正飼育を普及・啓発するため、11月3日になみきスクエア・千早並木広場において、動物関係団体との実行委員会方式で「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」を開催した。

②動物愛護週間（9月20日～9月26日）行事

9月20～26日の7日間、市役所本庁舎1階多目的スペースにて動物愛護と適正飼育及び長寿犬猫表彰についてのパネル展示を行った。

③マスコミ等への情報発信

見学希望者へ動物愛護管理センターの施設を開放するとともに、新聞等マスコミの取材対応や、市政だより・情報誌等への情報提供を積極的に行うことにより、動物愛護管理に関する情報発信と普及啓発に努めた。

（９）民間団体等との連携・共働

①わんにゃんよかイベントの開催

動物関係団体や動物関係の専門学校等と共働で、「わんにゃんよかイベント」を開催し、各種イベントを通して適正飼育に関する啓発を行った。

②動物愛護管理事業へのボランティアの受け入れ

動物愛護管理センターにおいて一般ボランティアを募集し、譲渡犬猫の管理や適正飼育に関する各種啓発イベント等への受け入れを行った。

（10）飼い主のいない猫との共生支援事業

要件を満たした地域猫活動の地域における飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を動物愛護管理センターや福岡市獣医師会加盟動物病院において無料で実施するなどの支援を実施した。

（実績 支援地域数：15、去勢手術頭数：57、不妊手術頭数：46）

(11) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業

福岡市・福岡市獣医師会・動物関係団体で構成する協議会において、以下の支援を行った。

①飼い主のいない猫の不妊去勢手術に関する支援（選定枠）

飼い主のいない猫に関する苦情が発生している地域等を協議会で選定し、手術支援を行った。また必要に応じ、手術支援対象猫の保護や動物病院への搬入等のサポートを行った。

（実績 支援件数：36、手術頭数：548）

②飼い主のいない猫の不妊去勢手術に関する支援（公募枠）

飼い主のいない猫の不妊去勢手術に自主的に取り組む市民からの申請を受け付け、手術支援を行った。

（実績 支援件数：81、手術頭数：142）

③多頭飼育問題の猫の不妊去勢手術に関する支援

複数の猫を飼育している中で、適切な飼育管理ができず、「飼い主の生活状況の悪化」、「猫の状態の悪化」、「周辺的生活環境の悪化」といった影響が生じている状況の飼い主に対し、飼育する猫の手術支援を行った。

（実績 支援件数：5、手術頭数：94）

(12) 小学校等での動物愛護事業

小学校等に出張し、動物への優しい心と責任感及び生命の大切さについて啓発を図った。

(13) 動物取扱業者に対する啓発、指導

①監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、第一種動物取扱業（販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、譲受飼養業及び競り・あっせん業）の登録業務を行うとともに、特に12月～翌3月に集中的に、当該施設の監視指導を行った。

②犬猫パートナーシップ店制度

福岡市の動物愛護管理事業に協力し、犬猫の適正飼育等を推進する犬猫等販売業者について認定及び監視を行った。

③譲渡サポート店制度

福岡市の譲渡事業に協力する適正な第一種動物取扱業について認定し、センターに収容された猫を譲渡サポート店を通して、新しい飼い主に譲渡した。

(14) 特定動物の監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物（ライオン、クマ、ニシキヘビ等の同法施行令で指定されている動物）の飼養又は保管の許可業務を行うとともに、当該施設の監視指導を行った。

第2目 業 務 実 績

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 登録の状況

年月別	方 法 別						転入	再交付
	計	市 実 施		開 業 獣 医				
		集 合	事務所	市獣委託	保健所	事務所		
元年度	5,060	64	444	2,032	1,448	1,072	1,277	218
2年度	5,588	45	614	2,297	1,797	835	1,307	217
3年度	5,589	37	653	2,196	1,844	859	1,014	235
4年度	5,220	63	626	2,001	1,773	757	1,251	278
5年度	6,286	19	5,044	708	332	183	2,782	213
6年度	5,017	30	4,437	307	157	86	3,458	137
6年4月	586	16	483	53	19	15	344	18
5月	584	10	495	50	22	7	311	23
6月	154	－	63	52	24	15	366	13
7月	673	－	606	31	27	9	271	6
8月	315	－	287	22	5	1	261	13
9月	372	－	332	26	12	2	222	9
10月	364	2	315	19	14	14	279	13
11月	428	2	401	14	6	5	290	10
12月	355	－	334	8	9	4	265	7
7年1月	418	－	395	9	8	6	290	9
2月	387	－	376	5	3	3	247	3
3月	381	－	350	18	8	5	312	13

(2) 狂犬病予防注射済票交付の状況

年月別	方 法 別						再 交 付
	計	市 実 施		開 業 獣 医			
		集 合	事務所	市獣委託	保健所	事務所	
元年度	36,505	2,514	182	19,288	6,736	7,785	63
2年度	36,622	982	147	20,202	7,315	7,976	70
3年度	37,907	1,744	148	20,353	7,631	8,031	70
4年度	39,212	2,047	186	20,572	8,070	8,337	94
5年度	40,003	2,094	168	20,853	7,452	9,436	100
6年度	41,359	2,217	231	20,327	7,375	11,209	106
6年4月	11,284	1,224	68	5,963	1,396	2,633	11
5月	10,166	738	60	4,898	1,828	2,642	7
6月	4,694	7	20	2,410	917	1,340	9
7月	2,785	－	7	1,239	724	815	9
8月	1,623	－	7	786	346	484	12
9月	1,632	－	11	794	308	519	5
10月	2,737	179	23	1,252	535	748	8
11月	1,839	69	7	895	272	596	12
12月	1,707	－	11	808	384	504	5
7年1月	1,020	－	4	402	260	354	18
2月	718	－	3	294	157	264	2
3月	1,154	－	10	586	248	310	8

2 捕獲、引取り、処置状況

年月別	犬														
	捕 獲				引 取 り				負 傷 犬 の 収 容	処 置					
	計	通 常	捕 獲 器	薬 物	計	所 有 者	所有者不明			返 還	一 般 譲 渡	殺 処 分	引 取 等 後 の 死 亡	治 癒 の 見 込 み が な い 病 気 等 で の 殺 処 分	実 質 的 殺 処 分
							事務所	回収							
元年度	30	23	7	-	128	24	6	98	1	76	59	30	5	25	-
2年度	11	11	-	-	91	16	2	73	2	65	30	10	4	6	-
3年度	17	15	2	-	103	28	4	71	1	58	52	4	3	1	-
4年度	7	7	-	-	66	18	-	48	-	45	28	-	-	-	-
5年度	7	7	-	-	64	9	2	53	-	44	25	5	2	3	-
6年度	15	15	-	-	52	19	2	31	1	37	28	3	2	1	-
6年4月	-	-	-	-	8	1	-	7	-	4	-	1	1	-	-
5月	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	3	1	-	2	-	1	2	1	1	-	-
7月	1	1	-	-	13	5	-	8	-	6	6	-	-	-	-
8月	2	2	-	-	2	-	-	2	-	4	4	1	-	1	-
9月	6	6	-	-	3	1	-	2	-	7	1	-	-	-	-
10月	-	-	-	-	3	1	-	2	1	3	1	-	-	-	-
11月	1	1	-	-	2	1	-	1	-	2	1	-	-	-	-
12月	-	-	-	-	4	1	-	3	-	2	1	-	-	-	-
7年1月	-	-	-	-	7	4	1	2	-	3	3	-	-	-	-
2月	2	2	-	-	2	-	1	1	-	3	4	-	-	-	-
3月	2	2	-	-	4	4	-	-	-	1	3	-	-	-	-

※処置数には前月に収容繰り越し分の処置を含む

年月別	猫											犬・猫殺処分合計	
	引 取 り				負傷猫の収容	処 置							
	計	所有者	所有者不明			返 還	譲 渡	殺 処 分	治癒の見込みがない病気等での殺処分				実質的殺処分
			事務所	回収					引取等後の死亡				
元年度	350	8	98	244	65	11	138	266	64	202	-	296	
2年度	309	17	58	234	52	8	119	234	43	191	-	244	
3年度	302	6	56	240	50	9	171	169	45	124	-	173	
4年度	281	77	40	164	38	5	92	208	38	170	-	208	
5年度	257	71	39	147	41	9	127	168	39	129	-	173	
6年度	248	91	35	122	24	12	156	115	29	86	-	118	
6年4月	45	13	8	24	2	1	5	25	2	23	-	26	
5月	36	8	3	25	1	3	4	15	1	14	-	15	
6月	15	4	3	8	3	2	12	6	1	5	-	7	
7月	35	12	1	22	4	-	22	22	6	16	-	22	
8月	15	2	6	7	2	2	14	11	5	6	-	12	
9月	22	4	2	16	5	-	7	9	2	7	-	9	
10月	32	19	6	7	4	1	24	12	8	4	-	12	
11月	16	10	-	6	1	1	15	1	-	1	-	1	
12月	12	10	1	1	1	1	15	4	-	4	-	4	
7年1月	15	6	5	4	-	1	12	7	2	5	-	7	
2月	3	2	-	1	-	-	15	1	-	1	-	1	
3月	2	1	-	1	1	-	11	2	2	-	-	2	

3 こう傷事故の状況

年月別	こう傷届出数	こう傷犬頭数	被こう傷者数	検診頭数		こう傷犬の状況	
				市	開業医	飼い犬数 (うち未登録数)	放し飼い数
元年度	27	27	27	1	19	26 (1)	10
2年度	36	36	36	－	25	36 (3)	7
3年度	35	35	35	1	32	35 (2)	12
4年度	33	33	33	－	30	33 (2)	12
5年度	40	40	40	2	25	40 (3)	8
6年度	36	36	36	2	25	36 (－)	5
6年4月	12	12	12	－	8	12 (－)	－
5月	4	4	4	1	5	4 (－)	－
6月	4	4	4	1	4	4 (－)	－
7月	2	2	2	－	1	2 (－)	－
8月	2	2	2	－	1	2 (－)	－
9月	1	1	1	－	2	1 (－)	－
10月	－	－	－	－	－	－ (－)	－
11月	1	1	1	－	－	1 (－)	－
12月	2	2	2	－	1	2 (－)	2
7年1月	－	－	－	－	－	－ (－)	－
2月	3	3	3	－	－	3 (－)	2
3月	5	5	5	－	3	5 (－)	1

4 苦情処理状況

(1) 犬

	3年度	4年度	5年度	6年度
放し飼い	23	25	21	32
糞放置・被害	50	52	53	59
鳴き声	48	58	50	48
臭い	4	4	4	1
多頭飼育	2	2	－	1
動物取扱業者への苦情	10	6	7	7
虐待	14	15	15	19
その他	14	7	7	8
合計	165	169	157	175

(2) 猫

		3年度	4年度	5年度	6年度
飼い猫	糞	17	25	19	16
	鳴き声	－	4	1	4
	臭い	10	12	9	6
	多頭飼育	15	11	9	14
	庭荒らし	10	3	－	1
	ゴミ荒らし	2	1	1	－
	物への被害	9	8	1	9
	虐待	6	2	3	5
	小計	69	66	43	55
飼い主のいない猫	糞	106	86	82	48
	鳴き声	1	8	3	4
	臭い	44	9	6	5
	庭荒らし	7	7	3	2
	ゴミ荒らし	14	2	3	1
	物への被害	33	17	16	12
	無責任なエサやり	121	113	62	81
	不適切な地域猫活動	5	9	9	5
	虐待	－	1	1	3
	小計	331	252	185	161
合計		400	318	228	216

5 行政指導状況

年月別	法 指 導				条 例 指 導				
	計	指 導 票	勸 告	告 発	計	指 導 票	勸 告	措置命令	告 発
元年度	-	-	-	-	74	-	74	-	-
2年度	-	-	-	-	64	-	64	-	-
3年度	-	-	-	-	57	-	57	-	-
4年度	-	-	-	-	45	-	45	-	-
5年度	-	-	-	-	45	-	45	-	-
6年度	15	12	3	-	37	1	36	-	-
6年4月	1	1	-	-	5	-	5	-	-
5月	-	-	-	-	1	-	1	-	-
6月	2	2	-	-	1	-	1	-	-
7月	1	1	-	-	6	-	6	-	-
8月	2	2	-	-	4	-	4	-	-
9月	2	2	-	-	3	-	3	-	-
10月	3	2	1	-	4	1	3	-	-
11月	1	-	1	-	2	-	2	-	-
12月	2	1	1	-	3	-	3	-	-
7年1月	-	-	-	-	3	-	3	-	-
2月	1	1	-	-	4	-	4	-	-
3月	-	-	-	-	1	-	1	-	-

6 特定動物飼養状況

	計	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
R5 年度末許可件数	45	3	5	28	3	2	3	1
R6 年度許可件数(新規)	6	－	－	3	1	－	1	1
R6 年度廃止件数	14	－	2	8	1	－	2	1
R6 年度末許可件数	37	3	3	23	3	2	2	1
R6 年度末施設数	15	3	3	1	3	2	2	1

7 第一種動物取扱業登録及び監視状況

業 種	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受 飼養	せり・ あっせん	施設 実数
R5 年度末登録件数	192	356	20	39	56	3	－	520
R6 年度登録件数(新規)	19	49	－	2	12	－	－	69
R6 年度廃止件数	22	30	1	3	4	1	－	48
R6 年度末登録件数	189	375	19	38	64	2	－	541
変更届出件数	51	74	16	3	23	－	－	95
延監視件数	79	131	8	8	32	1	－	185

8 ハローアニマル、講習会等実施状況

行 事	実施数（回）	参加者数（人）
小学校等での動物愛護事業	11	999
ドームテント利用（東部ふれあい広場）	6	6
家庭犬のしつけ方相談（内部講師）	－	－
家庭犬のしつけ方講習会（外部講師）	－	－
譲渡希望者への事前講習会（内部講師）	118	236
職場体験学習の受入れ	6	12
わんにゃんよかイベント	6	1,149
出前講座・啓発授業（専門学校等への出張授業）	1	20

9 負傷動物の収容状況

(1) 症状・診断名内訳

①犬

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼 病	内臓疾患	腫 瘍	その他	不 明	計
-	1	-	-	-	-	-	-	1

②猫

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼 病	内臓疾患	腫 瘍	その他	不 明	計
13	7	-	-	-	-	3	1	24

(2) 治療後の状況内訳

①犬

殺処分	死 亡	譲 渡	飼い主返還	計
-	-	-	1	1

②猫

殺処分	死 亡	譲 渡	飼い主返還	計
3	14	5	3	25

(3) 推測原因内訳

①犬

交通事故	老 衰	けんか	虐 待	疾 病	その他	不 明	計
-	1	-	-	-	-	-	1

②猫

交通事故	老 衰	けんか	虐 待	疾 病	その他	不 明	計
8	6	1	-	-	2	7	24

第6章 市民への情報提供

第1項 食品及びくらしの安全確保

第1目 概況

食品の安全性や快適な生活環境に対する市民の関心が高まるなか、市民に対する情報提供を行い市民と意見を交換するためのリスクコミュニケーション事業を実施した。また、より安心して快適な市民生活を支援するため、衣食住の衛生に関する情報を実習や施設見学をとおして分かりやすく提供した。

第2目 業務実績

1 リスクコミュニケーションに関する取組み

(1) 福岡市食の安全・安心推進協議会

消費者、食品関連事業者、学識経験者及び行政関係者を構成委員とする「福岡市食の安全・安心推進協議会」を開催し、福岡市食品衛生監視指導計画等について協議を行った。

(2) 各所属における事業（下記2（1）食品衛生月間行事を除く）

	事業内容	実施状況
東衛生課	大学生向けカンピロバクター食中毒予防啓発	食中毒予防講習会実施 4回（469名）
	保育園職員と園児保護者に対するノロウイルス予防チラシの配付	ノロウイルス予防チラシの制作配付（保育園約100施設、約10,000枚）
博多衛生課	会社員のための健康情報定期便	1回チラシ発行、約900事業所に印刷物及び電子データで送付、ホームページに掲載
中央衛生課	子ども向け手洗い教室	1回（10名）
南衛生課	大学生向けカンピロバクター食中毒予防啓発	学内メール配信、学内ポスター掲示（南区連携の7大学 約6,700名）
	ため蔵食ゼミ	区民向け講座 452人（20回） （うち2回はオンライン講座） 事業者向け講座 249人（4回） X（旧Twitter）配信 18回
城南衛生課	食とくらしのリスクコミュニケーション	① 「栄養」と「食中毒予防」に関する啓発チラシを健診等で配布、ホームページ掲載 ② 手洗いチラシ及びオリジナルハンカチを区小学1年生に配布、小学校等での手洗い教室実施（28回、903名） ③ 保育園・幼稚園での手洗い教室実施（手洗啓発紙芝居活用）（8回、806名）

城南衛生課	食とくらのリスクコミュニケーション	④ 大学と共働で製作した手洗い啓発の紙芝居のホームページ掲載、デジタル紙芝居の配信 ⑤ 手洗い及び衛生に関する動画の配信
早良衛生課	手の洗い残しゼロチャレンジ	19回（延べ676名）
	食とくらの安全塾～お家でできる衛生チェック～	小中学生と保護者8組
西衛生課	高校生向け食の安全安心スクール	食品衛生講座 2回（73名）
	アニサキス食中毒予防啓発動画制作及びYouTube動画広告配信	近年、福岡市で最も発生件数の多いアニサキス食中毒の予防啓発動画を作成し、YouTube広告や福岡市HPで動画配信を実施。
食品衛生検査所	高校生を対象とした課題検討型リスクコミュニケーション（課題解決案の実施）	1回（15名）
	市場の施設見学等（食品衛生検査所の役割の周知）	28回（1,765名）
食肉衛生検査所	市場の施設見学（食肉衛生検査所の役割の周知）	3回（21名）

2 各種行事に併せた啓発

（1）食品衛生月間行事

① 実施期間

令和6年8月1日（木）から8月31日（土）まで

② 内容

ア 市民向けの参加型・体験型の「食」に関する行事

所属	内容	参加人数
東衛生課	手洗い体験型イベント「日頃の手洗いチェックしませんか」を実施	108名
博多衛生課	Web会議アプリ「Zoom」を用いたオンライン教室（手洗い実習、チョコレート菓子作り）	20組 45名
中央衛生課	手洗い実習、洋菓子作り	10組 20名
南衛生課	南区こども大学調理実習で手洗い講座を実施	小学生と保護者 60名
城南衛生課	栄養に関する講座と杏仁豆腐作り実習	小中学生と保護者 9組 18名
早良衛生課	手洗い実習、そば作り体験	9組 18名
西衛生課	実験「培地を使って手洗い効果をチェックしよう」	小学生と保護者 20組
食品衛生検査所	鮮魚市場で学ぼう！お魚＆野菜くだものクイズラリー	160名
食肉衛生検査所	「安心・安全なお肉ができるまで～牛のと畜現場見学～」 （食肉市場施設見学会）	小学生と保護者 15組 32名

イ 啓発活動

● 食中毒予防ポスターの掲示

公共施設、交通機関（福岡市営地下鉄駅、車内中吊り、西鉄電車駅）、スーパー等に食中毒予防のポスター約800枚を掲示。

● 食品衛生パネル展

食中毒予防等に関するパネルを区役所ロビー等に展示。

● 電子掲示板による情報提供

区役所等の電子掲示板を利用し、食中毒予防を啓発。

● SNSによる広報

X（旧Twitter）、フェイスブックによる配信。

3 市民を対象とした講習会

（1）食品衛生に関する講習会

①出前講座

公民館等地域に出向き、食品衛生に関する講座を開催した。

テーマ：食中毒予防等

②保健所での検診等を利用した講習会

保健所で開催される離乳食教室やマタニティ教室にて食品衛生に関する講習を行った。

③その他の講習会

各所属で独自の講習会を実施した。

【種類別開催状況】

テーマ／所属	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	計
出前講座（回数）	2	3	6	1	－	－	3	－	2	17
（人数）	94	42	121	7	－	－	89	－	51	404
バザー講習会（回数）	6	4	3	5	6	3	1	－	－	28
（人数）	332	159	105	70	241	101	10	－	－	1,018
保健所での検診等（回数）	－	－	－	12	－	23	6	－	－	41
を利用した講習会（人数）	－	－	－	331	－	354	73	－	－	758
その他（回数）	1	2	3	2	39	1	1	9	－	58
（人数）	13	329	72	44	1,748	19	29	86	－	2,340
計（回数）	9	9	12	20	45	27	11	9	2	144
（人数）	439	530	298	452	1,989	474	201	86	51	4,520

（2）環境衛生に関する講習会

①保健所での検診を利用した講習会

保健所で開催されるマタニティ教室等にて環境衛生に関する講習を行った。

②その他の講習会

各所属で独自の講習会を実施した。

【種類別開催状況】

テーマ／保健所	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
出前講座 (回数)	—	—	1	—	—	—	—	1
(人数)	—	—	13	—	—	—	—	13
保健所での検診を (回数)	—	—	—	—	—	10	7	17
利用した講習会 (人数)	—	—	—	—	—	109	84	193
その他 (回数)	—	—	—	—	2	—	—	2
(人数)	—	—	—	—	141	—	—	141
計 (回数)	—	—	1	—	2	10	7	20
(人数)	—	—	13	—	141	109	84	347

4 生活衛生情報「暮らし上手のヒント」の作成

食中毒の予防方法や環境衛生に関する情報について、市民に分かりやすい記事を作成し、市ホームページ等に掲載し、ディスプレイ広告を配信した。また、記事を元に動画を作成し、YouTube動画広告を配信した。

	タイトル (内容)
1	お肉の安全を守る「残留動物用医薬品検査」
2	潜伏期間の違いから知るいろいろな食中毒
3	災害時の食中毒予防は平常時から
4	夏野菜のユウガオ、強い苦みには要注意！
5	子猫の譲渡を支える「ミルクボランティア」
6	収穫前の野菜や果物の残留農薬をチェック
7	まつげエクステをする前に知っておきたい！

5 テレビ、新聞、市政だより等による生活衛生情報の提供

テレビや新聞、市政だより等の広告媒体やSNS等を通して、食中毒予防や飲み水の衛生等について、より多くの市民への情報提供に努めた。

(1) 食品関係

① テレビ

タイトル (内容)	放送日
梅雨時期の食中毒予防について	6月17日
家庭での食中毒予防について	8月1日
野生のキノコについて	10月22日
年末一斉監視について	12月2日

② 新聞

タイトル (内容)	掲載日
「未来の食の番人になろう！中高生向け食品検査のおしごと体験」	1月22日

③ 市政だより

区分	タイトル（内容）	掲載号
東区版	カンピロバクター食中毒に注意	5月15日
	日頃の手洗いをチェックしませんか	7月15日
	食中毒を予防しましょう	8月1日
	ノロウイルスに注意	11月15日
博多区版	肉の生食は危険(食中毒予防)	4月15日
	博多の人気ショップ直伝 おうちで楽しむチョコづくり	7月1日
	バザー等での飲食物の提供について	7月15日
	アニサキス食中毒に要注意	8月15日
中央区版	食肉の生食はやめましょう	4月1日
	食中毒予防のポイント～お弁当作り～	8月1日
	ノロウイルスによる食中毒を予防しよう	11月1日
南区版	カンピロバクター食中毒予防	6月1日
	食中毒を防いで楽しいイベントに(食中毒を防ぐための注意点)	7月15日
	8月は食品衛生月間です 食中毒に注意しましょう	8月1日
	ノロウイルス食中毒注意、餅つき大会での食中毒予防講習会案内	11月15日
	デリバリーやテイクアウトを利用する際の注意点	3月1日
城南区版	アニサキス食中毒に注意(夏場の食中毒予防)	4月1日
	肉はしっかり加熱して食べましょう(夏場の食中毒予防)	5月15日
	夏場の食中毒に注意を(夏場の食中毒予防)	7月1日
	食のわくわく体験 ～学ぼう栄養!つくろう杏仁豆腐!～参加者募集(食品衛生月間行事)	7月15日
	～大学のあるまち城南「8/21 食のわくわく体験 ～学ぼう栄養!つくろう杏仁豆腐!」～(食品衛生月間行事)	9月15日
	ノロウイルス食中毒にご注意を(冬場の食中毒予防)	12月15日
早良区版	食中毒にご注意を(家庭での食中毒予防)	6月1日
	食とくらしの安全塾 おうちでできる衛生チェック(早良区食とくらしのリスクコミュニケーション事業「食とくらしの安全塾～お家でできる衛生チェック」)	7月15日
	アニサキスによる食中毒に注意!(アニサキス食中毒予防)	10月15日
	ノロウイルスによる食中毒に注意!(ノロウイルス食中毒予防)	11月15日
	加熱不十分な鶏肉による食中毒にご注意を!(カンピロバクター食中毒予防)	3月15日
西区版	「カンピロバクター食中毒」に注意!(カンピロバクター食中毒予防啓発)	5月1日
	夏の食中毒予防について(夏の食中毒予防啓発)	7月1日
	寒い季節はノロウイルスに注意!(ノロウイルス予防啓発)	11月15日
	「アニサキス食中毒」に注意!(アニサキス食中毒予防啓発)	2月15日

食品衛生 検査所	食品検査のおしごと体験	2月1日
全区版	カンピロバクター食中毒に注意	6月15日

④ 市の施設における掲示

掲示場所	タイトル（内容）	掲示時期
東区役所 TV モニター	夏は食中毒に要注意	8月
博多区役所 TV モニター	肉の生食は危険(食中毒予防)	4月
	アニサキス食中毒に気を付けましょう。	6月
	食品衛生月間	8月
	正しく手を洗いましょう	12月
中央区役所 TV モニター	肉の生食はやめましょう	5月
	8月は食品衛生月間です	8月
	ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう	11、12、1月
南区役所 TV モニター	カンピロバクター食中毒が多発しています！	4、9、10月
	デリバリーやテイクアウトを利用したら早めに食べましょう！	5月
	8月は食品衛生月間です（食中毒を防ぐための注意点）	8月
	ノロウイルス食中毒にご注意を！	1、2月
城南区役所 TV モニター 又はデジタルサイネージ	カンピロバクター食中毒に注意（夏場の食中毒予防）	4月
	アニサキス食中毒に注意（夏場の食中毒予防）	5、6、7月
	食品衛生月間（食中毒予防5か条）（夏場の食中毒予防）	8月
	8月は食品衛生月間です（食品衛生月間）	8月
	カンピロバクター食中毒に注意（冬場の食中毒予防）	10、2、3月
	ノロウイルス食中毒にご注意ください！（冬場の食中毒予防）	1月
	手洗い啓発デジタル紙芝居「たたかえ！あわぶくばぶるんこうせん」（手洗い啓発）	随時
早良区役所 コミュニティビジョン	家庭の調理でも食中毒の危険あり！（家庭での食中毒予防）	6月
	8月は食品衛生月間です！（食品衛生月間）	8月
	アニサキスによる食中毒に要注意！（アニサキス食中毒予防）	11月
	ノロウイルスが流行する季節です！（ノロウイルス食中毒予防）	12月

早良区役所 コミュニティビジョン	加熱不十分な鶏肉による食中毒が多発しています（カンピロバクター食中毒予防）	3 月
西区役所 TV モニター 又はデジタルサイネージ	カンピロバスターズ「鶏肉に潜むカンピロバクターに注意せよ！」（カンピロバクター食中毒予防啓発）	4 月
	カンピロバスターズ（カンピロバクター食中毒予防啓発）	4 月
	こうやって防ごう！ノロウイルス（ノロウイルス予防啓発）	4 月
	君も『バザーの達人』になろう!!（食中毒予防啓発）	4 月
	8 月は食品衛生月間です～気温が高い夏は食中毒に注意！～（夏の食中毒予防について）	8 月
	バザーの達人（バザーで食品を提供する際の注意点等）	9 月
	アニサキス食中毒予防啓発	2 月

⑤ その他

広報媒体	タイトル（内容）	広報時期
東区 Facebook	カンピロバクター食中毒に注意 他 4 件	随時
会社員のための健康情報 定期便	令和 6 年度最終版！ブラックジャックによろしく ～アニサキス食中毒注意報発令！～	3 月
南区 X（旧 Twitter）	有毒植物による食中毒に注意しましょう 他 17 件	随時
城南区 Instagram	手洗い教室を開催しました（手洗い啓発）	1 月
城南区ホームページ	カンピロバクター食中毒予防啓発（夏場の食中毒予防） 他 3 件	随時
西区 X（旧 Twitter）	アニサキス食中毒予防啓発動画（ショート動画 15 秒）	1 月
西区 Instagram	アニサキス食中毒予防啓発動画（ショート動画 15 秒）	1 月
九州大学ポータル	カンピロバクター食中毒にご注意！（カンピロバクター食中毒予防啓発）	4 月
福岡市公式 SNS アカウ ント等 （X（旧 Twitter）、LINE、 YouTube 等）	アニサキス食中毒を防ぐためには 他 3 件	随時

(2) 環境関係

① 市政だより

区分	タイトル (内容)	掲載号
全市版	飲み水は大丈夫？ 家庭の水を確認しましょう	6月1日
東区版	ダニ・カビ対策で梅雨も快適に	6月15日
	アタマジラミにご注意を (帯)	7月15日
	加湿器の手入れは定期的に	12月1日
博多区版	水質検査キットを配布します	6月15日
	知っておきたい 民泊の基礎知識	7月15日
	「まつエク」トラブルにご注意を	11月15日
中央区版	加湿器は適切に手入れをしましょう	12月15日
南区版	年に1度は井戸水の水質検査を受けましょう	6月15日
	加湿器を使用する際は給水タンクの取り扱いに注意を	11月1日
	換気をしましょう	12月1日
城南区版	検査キットで飲み水をチェック	4月1日
	ダニやカビの発生を予防しよう	6月15日
	アタマジラミに注意	7月15日
	年に1度は井戸水の水質検査を	8月15日
	住まいの環境を整える片付け講座～子どもに片付けなさいという前に～	11月15日
	加湿器は適切な管理を	1月1日
早良区版	シックハウス症候群にご注意	4月15日
	ダニやカビの発生を抑えましょう	6月15日
	プール利用時の注意点	7月1日
	飲用する井戸水は年に1回は水質検査をしましょう	8月15日
	加湿器の使い方に注意	12月1日
西区版	井戸水の衛生について	5月15日
	飲み水のチェックに簡易検査キットをご利用ください	7月1日
	加湿器は小まめに手入れを	11月1日

② 市の施設における掲示

掲示場所	タイトル (内容)	掲示時期
博多区役所 TV モニター	夏場のマンションの水には要注意！！	7月
南区役所 TV モニター	ヘアカラーによるかぶれに要注意！アレルギーを発症することも	5月、3月

南区役所 TV モニター	年に1度は井戸水の水質検査を！ 加湿器のお手入れをしましょう！ 上手に換気をしましょう！	7、8月 1、2月 1月
早良区役所 TV モニター	シックハウス症候群にご注意を！ 梅雨時のダニ・カビの発生を予防しましょう！ プールを衛生的に楽しむポイント！ 飲用する井戸水は年に1回水質検査をしましょう 加湿器の使い方にご注意を！	4、5月 6、7月 7、8月 8、9月 12、1月
西区役所 TV モニター	井戸水をお使いのあなたへ 簡易キットでうちの飲み水をチェック まつ毛エクステする前に	5月 7月 12月
南区デジタルサイネージ 型電光掲示板	年に1度は井戸水検査！ 上手に換気をしましょう！ 加湿器は給水タンクの取り扱いに注意！	4～3月 4～3月 11～3月
城南区役所デジタル サイネージ型 電光掲示板	ダニやカビの発生を予防しよう 検査キットで飲み水をチェック アタマジラミに注意 年に1回は井戸水の水質検査を 加湿器は適切な管理を シックハウス症候群	5、6、7月 5、6、7、8、9月 7、8、9月 8、9月 11、12、1月 1、2、3月
西区役所デジタル サイネージ型電光掲示板	まつ毛エクステする前に・・・ 違法民泊？と思ったら・・・	通年

③ その他

広報媒体	タイトル（内容）	広報時期
東区フェイスブック	ダニ・カビを防いで、快適に過ごしましょう 加湿器の使い方にご注意	随時
博多区 会社員のための健康情報 定期便（郵送又はメール）	感染症対策・生産性の向上のため、換気を してください	令和6年最終号 （3月発送）
南区 X（旧 Twitter）	加湿器を使用する際は給水タンクの取り扱いに注意を	10月
	上手に換気を行うポイント	12月
早良区フェイスブック （情報玉手箱）	シックハウス症候群にご注意を 梅雨時のダニ・カビの発生を抑えましょ う	随時

第2項 動物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績

○配布物による広報

広 報 媒 体	対 象	広 報 手 段	R6作成(配布)枚数等	実 施 時 期 等
集合注射案内ハガキ	犬の飼い主	個別郵送	95,865	集合注射前
愛 犬 チ ラ シ	犬の飼い主	飼い主へ個別配布	2,217	注射会場等
愛 犬 手 帳	新規登録者等	個別配布	1,212	動物病院、注射会場等
啓 発 プ レ ー ト	一 般	道路・公園等	835	随 時
啓 発 チ ラ シ	一 般	個別配布	5,000	随 時
イベント関係チラシ	一 般	個別配布	9,412	随 時
ポ ス タ ー	一 般	町内掲示板等	1,100	随 時
リーフレット等	一 般	個別配布	1,500	随 時

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

広 報 媒 体	広報内容	実施時期
市政だより※	狂犬病予防定期集合注射の案内	R6. 4
		R6. 10
	動物愛護週間について	R6. 9
	譲渡犬猫について	R6. 11
		R7. 2
	東部動物愛護管理センター（あにまるぼーと）の紹介	R7. 3
テレビ	ペット同伴者専用避難所について	R6. 6
	動物愛護管理センターの譲渡への取り組みと譲渡サポート店について	R6. 8
	長寿犬表彰式について	R6. 9
	収容された犬猫の現状と課題について	R7. 1
新聞	野良猫への相談対応について	R6. 6
情報誌	ミルクボランティア事業について	R6. 9
		R6. 12
Instagram	譲渡犬猫等について	随時

※この他、猫のマイクロチップ装着費用の助成募集、イベント案内等多数掲載

第3項 衛生害虫に関する広報等の実績

○講習会

講習会名	所属	内容	回数	延人数	実施時期等
セアカゴケグモの発見・駆除方法	東区生活環境課	小学校管理者向けの駆除講習会	1	10	8月5日
ハチの見分け方	東区生活環境課	公園管理者向けの講習（スズメバチ、アシナガバチの見分け方）	1	5	8月26日
施設管理者向けセアカゴケグモ講習会	中央区生活環境課	クモの生態学習、駆除実技トレーニング	4	15	通年
セアカゴケグモを見かけたら	東区生活環境課	生息が多い地域の住民向け駆除講習会	1	20	7月20日
台所のゴキブリ対策	東区生活環境課	公民館からの要請	1	20	8月30日
どうする？セアカゴケグモ	城南区生活環境課	小学校放課後児童クラブ向け出前講座	1	94	8月2日

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

広報媒体	所属	広報内容	実施時期
市政だより	生活衛生課	ヒアリ・セアカゴケグモにご注意ください	7月15日号
	東区生活環境課	スズメバチに要注意！（東区版）	7月15日号
	中央区生活環境課	スズメバチに注意しましょう（中央区版）	5月15日号、7月15日号
	南区生活環境課	ハチに関する注意喚起及び駆除について（南区版）	4月15日号
	城南区生活環境課	城南区の主な取り組みを紹介します「ミツバチ活用マッチング事業」（城南区版）	6月15日号
	城南区生活環境課	スズメバチに注意（城南区版）	7月15日号
区役所広告モニター	東区生活環境課	スズメバチに要注意！	8月1日～8月31日
	中央区生活環境課	スズメバチに関する注意喚起・啓発	5月中2週間、7月1日～7月31日
		セアカゴケグモに関する注意喚起・啓発	9月中2週間
	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	4月前半、5月後半、3月1日～3月31日
	城南区生活環境課	スズメバチに注意	8月後半
ホームページ	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	更新日：4月8日、5月8日、6月8日、7月8日、8月8日、9月8日、10月8日、11月10日、12月8日、1月8日、2月10日、3月8日
フェイスブック	東区生活環境課	スズメバチに要注意！	7月掲載
	中央区生活環境課	スズメバチに注意しましょう	5月、7月掲載
		セアカゴケグモに注意しましょう	7月掲載
	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	通年
Instagram（区版）	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	1月8日、2月10日、3月8日
X（旧twitter）	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	4月8日、5月8日、6月8日、7月8日、8月8日、9月12日、10月8日、12月8日、1月8日、2月10日、3月8日
新聞	城南区生活環境課	西日本新聞「悩ましいミツバチ 保護活動」	6月14日
テレビ（J：COM）	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	6月29日～7月5日

令和 6 年度 生活衛生関係事業統計

発行 令和 7 年 8 月

福岡市保健医療局保健所地域衛生部医薬務・衛生推進課
食品安全推進課

福岡市中央区舞鶴 2 丁目 5 - 1

TEL 092 (791) 7272 (医薬務・衛生推進課)
092 (711) 4277 (食品安全推進課)

FAX 092 (406) 5075

印刷 松影堂印刷株式会社

本書は再生紙を使用しています。